

第3次広島市環境基本計画（案）



令和3年3月

広島市

目 次

第1章 計画策定に当たっての基本的事項

第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画策定に当たっての基本方針	2
1 環境基本計画の位置付けの明確化及び内容の大綱化	2
2 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化	2
3 総合的・横断的視点の設定	2
第3節 計画の位置付け	4
第4節 計画期間	5
第5節 計画の対象	5
1 対象地域	5
2 環境区分	5
第6節 本市の概況	6
1 地理	6
2 気象	7
3 人口・世帯数	7
4 地目別土地面積	8
5 産業構造	9
6 公共交通の状況	10
第7節 本市の環境を取り巻く様々な課題	11
1 人口減少社会・超高齢社会の到来	11
2 森林の荒廃	11
3 農地の減少	12
4 生物の多様性の危機	12
5 交通体系	13
6 大気汚染	14
7 水質汚濁	14
8 廃棄物排出量	15
9 温室効果ガス排出量	16
10 気候変動	17
11 プラスチックごみ問題	19

第2章 目指すべき環境像と基本目標

第1節 計画の体系図	20
第2節 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）	22
第3節 基本目標	23
1 豊かな自然環境の保全 ～自然との共生～	23
2 自然と調和した快適な都市環境の創造 ～都市の持続可能な発展～	23
3 健全で快適な生活環境の保全 ～循環型社会の形成～	24
4 地球環境の保全への貢献 ～脱炭素社会の構築～	24

第3章 総合的・横断的視点

1 環境と経済の好循環創出の視点	25
2 社会状況の変化への対応の視点	25
3 人材等の基盤確保及び協働の視点	26
4 危機管理等の視点	26
5 広域的な連携協力等の視点	27

第4章 施策の方針

第1節 豊かな自然環境の保全 ～自然との共生～（生物多様性地域戦略）	28
1 健全な水循環の確保	30
2 緑の保全	31
3 生物の多様性の確保	33
4 自然との触れ合いの推進	35
第2節 自然と調和した快適な都市環境の創造 ～都市の持続可能な発展～	37
1 水と緑を生かした潤いのあるまちづくりの推進	37
2 自然と調和した美しく品のある都市景観の創出	38
3 環境への負荷の少ない交通体系等の整備	39
4 まちづくりにおける環境の保全等についての配慮	40
第3節 健全で快適な生活環境の保全 ～循環型社会の形成～	42
1 大気環境の保全	42
2 水環境・土壌環境の保全	42
3 有害化学物質等の対策の推進	43
4 騒音・振動の防止	44
5 ゼロエミッションシティ広島の推進	45
6 プラスチックごみ対策の推進	46
第4節 地球環境の保全への貢献 ～脱炭素社会の構築～	48
1 地球温暖化対策（緩和策と適応策）の推進	48
2 オゾン層の保護	50
3 酸性雨の防止	50

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制	52
1 各主体の役割分担と協働	52
2 行政内部の組織横断的な調整等	53
3 広島市環境審議会	53
第2節 計画の進行管理	54
1 計画の進捗状況の公表等	54
2 計画の見直し	54

参考資料

資料1 広島市環境審議会委員名簿	55
資料2 広島市環境審議会における審議経過等	56
資料3 用語解説	57

注1 この計画の記載内容は、原則として、策定時点のものです。

注2 本文中の「*」が付されている用語については、用語解説（p57～）を行っています。

第1章 計画策定に当たっての基本的事項

第1節 計画策定の背景

本市では、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成11年広島市条例第13号）に基づき、平成13年（2001年）10月に広島市環境基本計画を策定後、平成19年（2007年）6月に同計画を改定し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

その後、平成28年（2016年）3月に「第2次広島市環境基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、内容の大綱化を図るとともに、本市の環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）を「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」とし、この環境像の実現に向けた基本目標を四つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境、地球環境）ごとに掲げ、様々な施策を推進することで、一定の成果を挙げてきました。

しかし、近年、気候変動の影響が疑われる自然災害の頻発や、生物の多様性の危機、プラスチックごみ問題など、国や地域を超えた様々な環境問題が顕在化しています。

また、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の世界的な流行により、私たちはこれまでと異なる新しい生活様式への転換が求められるなど、生活環境の変化が生じており、今後もこの感染症が環境へ与える影響についても注視していく必要があります。

こうした環境問題等に対し、平成27年（2015年）9月に採択された、「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」や、平成28年（2016年）11月発効の、地球温暖化対策に関する新たな国際的枠組みであるパリ協定*、令和元年（2019年）6月に共有された、海洋プラスチックごみの削減を目指した国際的なビジョンである「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン*」などの国際的な合意により、各国が互いに連携しながら取組が推進されています。

また、環境問題等は経済や社会と密接に関連しており、これらの問題を解決し、持続可能な社会を実現するためには、市民、事業者、行政等の様々な主体が相互に連携・協力しながら、環境・経済・社会の統合的な向上を図る必要があります。

こうした中、本市では、「2.0.0万人広島都市圏構想*」を提唱し、広島広域都市圏*を構成する24市町と共に、それぞれの地域の特性に応じて様々な主体が連携や交流を深めながら、圏域全体が持続的な発展をしていくまちづくりの実現・深化に取り組んでいるところです。

以上のような背景を踏まえ、総合的かつ中長期的な視点を確保することを重視した前計画の基本的な考え方を継承し、近年顕在化する様々な環境問題等への対応やSDGs等の新たな視点を取り入れた、第3次広島市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

第2節 計画策定に当たっての基本方針

本計画の策定に当たっての基本方針は、次のとおりとします。

1 環境基本計画の位置付けの明確化及び内容の大綱化

本計画の策定に当たっては、環境分野とそれ以外の分野における行政計画に対する本計画の位置付けを明確化します。

また、本計画では、各行政分野における個別具体的な施策の展開等を柔軟かつ弾力的に行えるよう、包括的かつ中長期的な視点を確保することを重視し、内容の大綱化を図ります。

各行政分野（行政計画）における個別具体的な施策の展開等は、本計画の内容を踏まえて行っていくことになります。

2 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化

本計画においては、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例に定める基本理念の下に、本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化を図り、それを「環境像」として位置付けます。

3 総合的・横断的視点の設定

環境問題は様々な問題が複雑に絡み合っており、その解決に当たっては環境問題を様々な側面から多面的に捉える必要があることから、今後ますます複雑化・多様化する環境問題に的確に対応するため、諸施策の展開等に当たって必要な総合的・横断的視点を設定します。

また、平成27年（2015年）9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境などの広範な課題に対しての全ての国々の取組目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められました。

このSDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現とは、本市が目指す「平和」、すなわち、単に戦争がない状態にとどまらず、良好な環境の下に人類が共存し、その一人一人の尊厳が保たれながら人間らしい生活が営まれている状態の実現に他なりません。

このため、SDGsと本計画を関連付けることにより、総合的・横断的視点を更に強化し、各行政分野における施策の検討・実施に当たっての具体的な取組の方向性を示すとともに、その着実な達成を目指します。

図1 SDGs一覧（黒枠内が本計画と関連するSDGs）

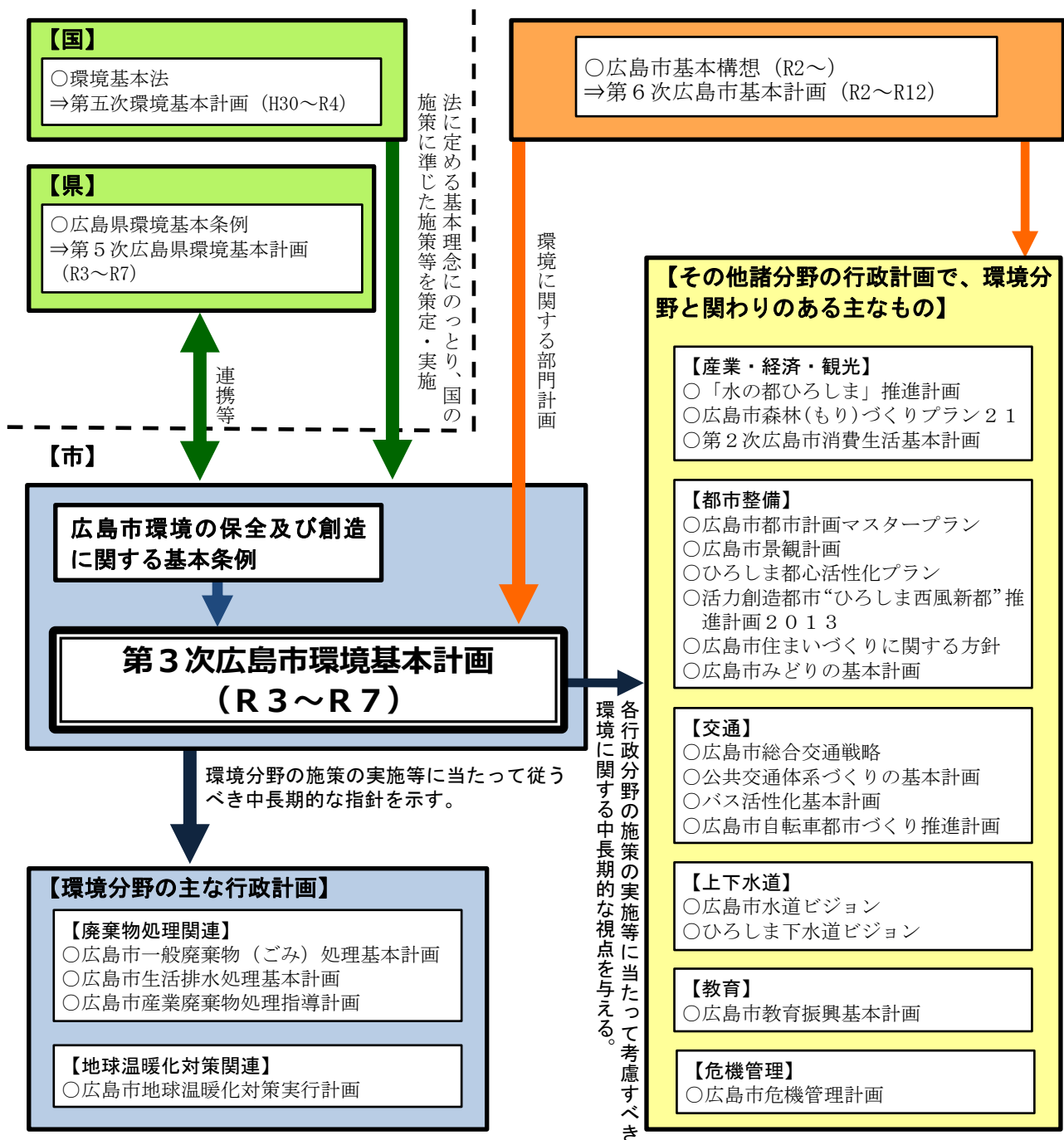


	<p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>		<p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
	<p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>		<p>12 つくる責任、つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
	<p>4 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>		<p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
	<p>6 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>		<p>14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
	<p>7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>		<p>15 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
	<p>8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>		<p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
	<p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>		

第3節 計画の位置付け

本計画は、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例第34条第1項の規定に基づき策定する計画であり、その位置付けを、環境分野の行政計画との関係では「施策の実施等に当たって従うべき中長期的な指針を示すもの」とし、環境分野以外の行政計画との関係では「施策の実施等に当たって考慮すべき環境に関する中長期的な視点を与えるもの」とします（図2のとおり。）。

図2 本計画の位置付け



第4節 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

なお、本計画の前提となる諸状況に大きな変化があった場合等には、必要に応じて計画の見直しを行います。

第5節 計画の対象

1 対象地域

本計画の対象とする地域は、本市の区域とします。ただし、本市の区域内にとどまらない環境問題について、他の地方公共団体等と連携した広域的な取組が必要となる場合があります。

2 環境区分

本計画の対象とする環境は、次のとおり四つに区分します。

(1) 自然環境

水、緑、生物等、主に、自然界を構成する事象を要素として捉えた環境

(2) 都市環境

まちづくり、景観、交通等、主に、都市との関わりが深い事象を要素として捉えた環境

(3) 生活環境

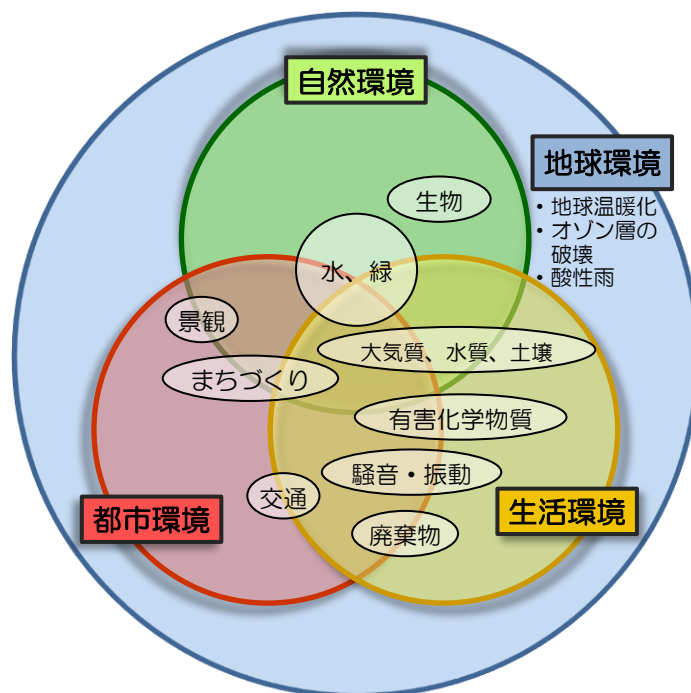
大気質、水質、土壌、騒音・振動、有害化学物質、廃棄物等、主に、市民の健康や日常生活に影響を与える事象を要素として捉えた環境

(4) 地球環境

地球温暖化*、オゾン層*の破壊、酸性雨*等、主に、地球規模の環境問題に係る事象を要素として捉えた環境

なお、環境区分の要素のうちには、複数の環境区分にまたがり、又は他の環境区分に影響を及ぼすものが存在し、各環境区分は、相互に影響を及ぼす関係にあります（図3のとおり）。

図3 環境区分及びその主な要素



第6節 本市の概況

1 地理

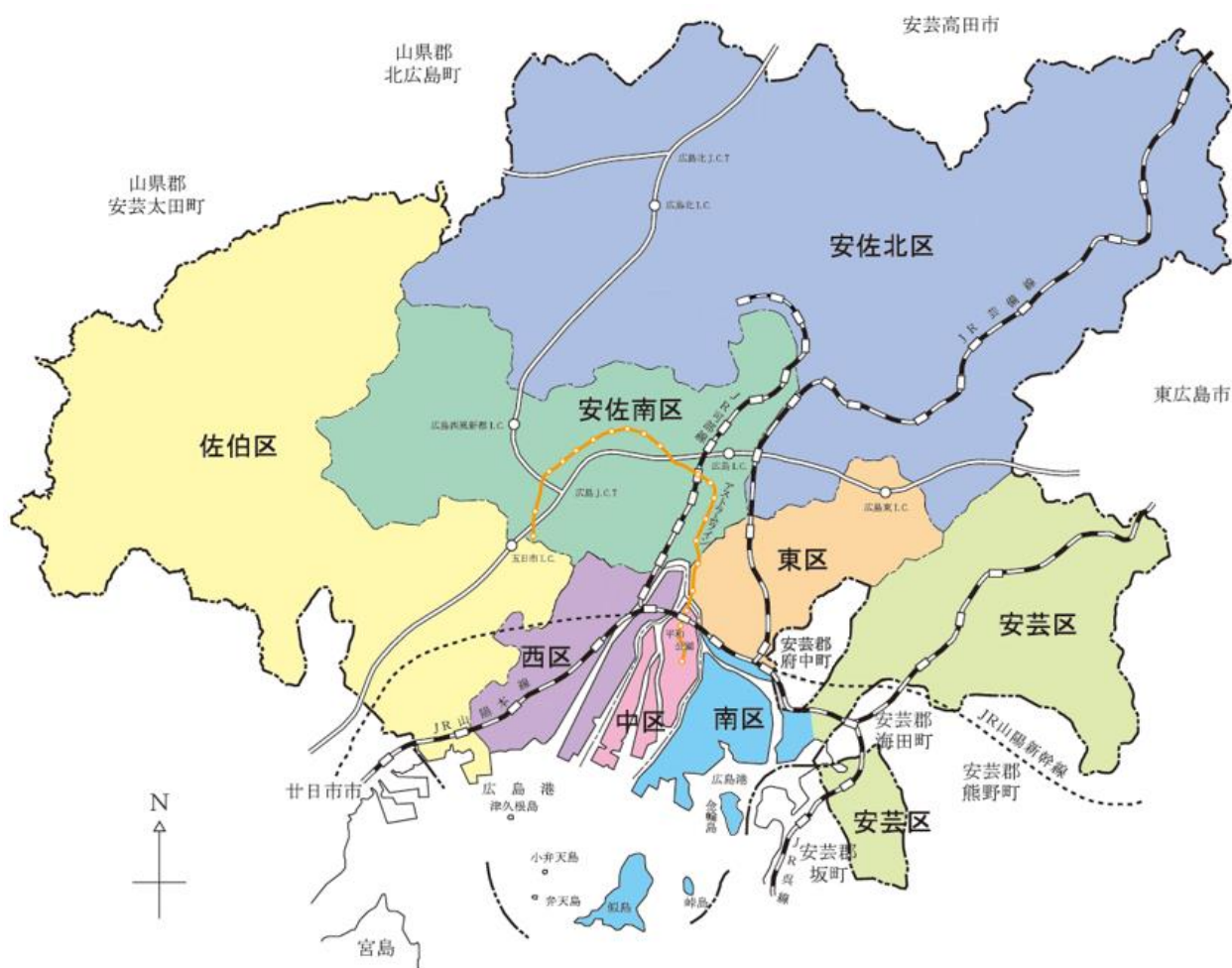
本市は広島県の西部に位置し、広島湾に面しています。東西は49.9km、南北は35.4km（平成31年（2019年）4月1日現在）で、総面積は、906.68km²（令和元年（2019年）10月1日現在）です。

本市の区域のうち、平地部は、広島平野、海田平野及び五日市低地から成り、その大部分は太田川の三角州（デルタ）上に位置します。この平地部に丘陵地及び台地が隣接し、北部、東部及び西部に広がる山地には、標高600m以上の山岳が多く点在します。

河川の水系には、太田川水系、瀬野川水系及び八幡川水系があり、このうち太田川水系の太田川は、下流で太田川（太田川放水路）、天満川、旧太田川（本川）、元安川、京橋川及び猿猴川の六つの河川に分岐して広島湾に注いでいます。

資料 広島市統計書

図4 本市の区域図



資料 令和元年版広島市勢要覧

2 気象

本市の気候は、温暖で降水量の少ない「瀬戸内気候区」に属しています。

本市では、夏・冬の季節風が中国山地や四国山地に遮られることから、月平均気温（平成26年（2014年）～平成30年（2018年）の平均値）は、1月が5.4℃、8月が28.5℃、年平均が16.6℃と比較的温暖です。

年降水量（平成26年（2014年）～平成30年（2018年）の平均値）は、1,767mmと瀬戸内気候区としてはやや多くなっており、近年、集中豪雨や台風等により大きな被害が発生しています。10月中旬から3月までの約6か月間は乾燥期で、雨は少なく晴天の日が多くなります。

年日照時間（平成26年（2014年）～平成30年（2018年）の平均値）は2,024時間で、比較的日照に恵まれています。

平均風速（平成26年（2014年）～平成30年（2018年）の平均値）は、秒速3.3mです。

資料 広島市統計書、広島地方気象台

3 人口・世帯数

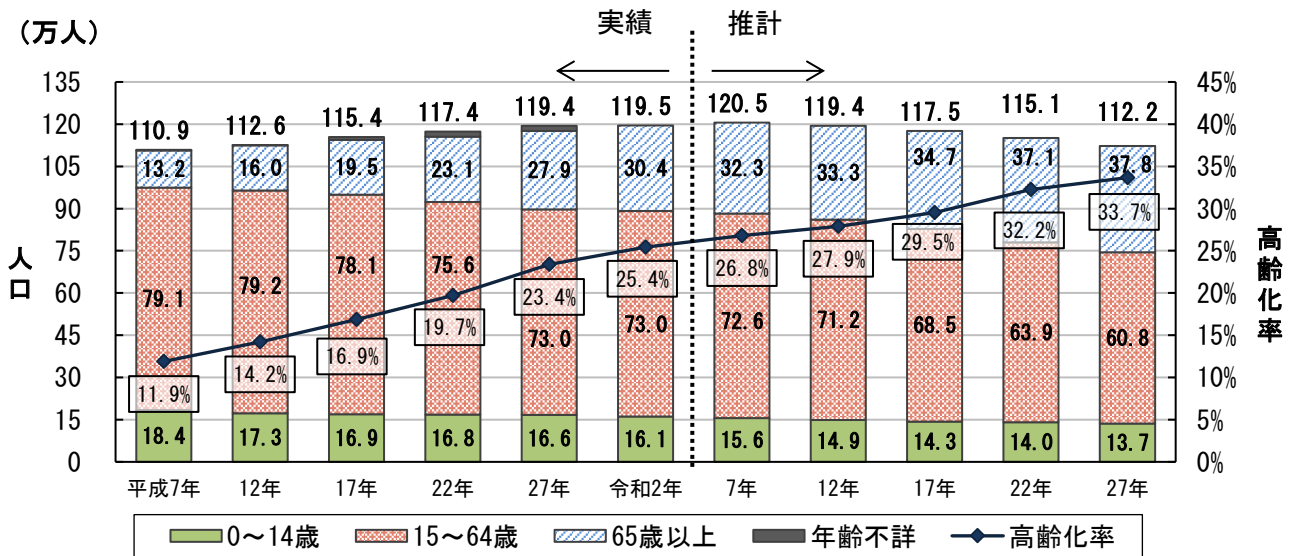
(1) 人口

本市の総人口（令和2年（2020年）9月末現在）は、約119万5千人です。年齢階層別人口は、年少人口（0～14歳）が約16万1千人（13.5%）、生産年齢人口（15～64歳）が約73万人（61.1%）、老年人口（65歳以上）が約30万4千人（25.4%）です。

本市の人口及び人口構成の推移を見ると、本市の総人口は今後増加傾向から減少傾向に転じ、令和27年（2045年）には約112万2千人になる見込みです。

また、年少人口及び生産年齢人口の減少並びに老年人口の増加に伴って高齢化が進行し、高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）は、令和27年（2045年）には33.7%になる見込みです。

図5 本市の人口及び人口構成の推移



資料 (H7～H27年) 国勢調査 (10月1日現在)

資料 (R2年) 住民基本台帳登録人口 (9月末現在)

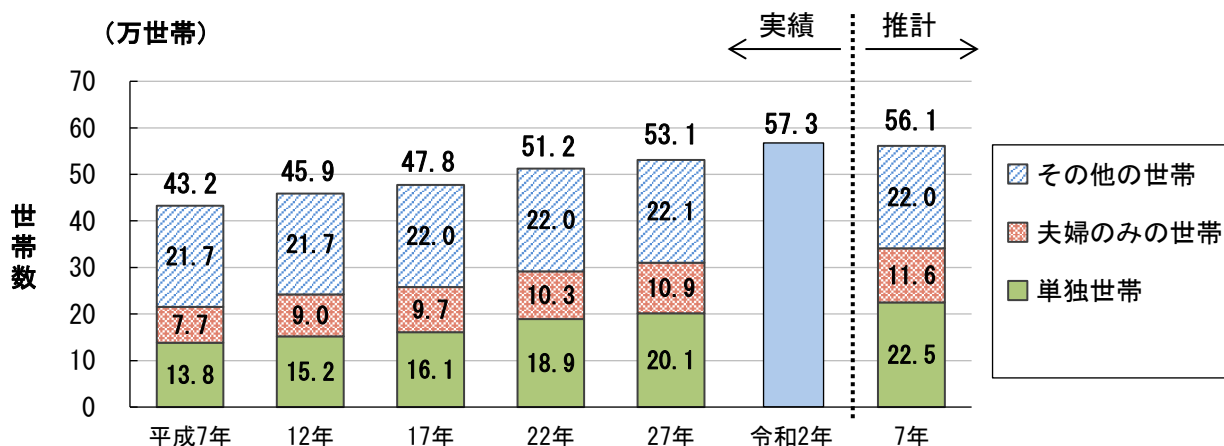
資料 (R7～R27年) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成30 (2018) 年推計)」

注 端数処理により、合計が一致しない場合がある。

(2) 世帯数

本市の世帯数（令和2年（2020年）9月末現在）は、約57万3千世帯で、令和7年（2025年）には約56万1千世帯になる見込みです。

図6 本市の世帯数及び世帯構成の推移

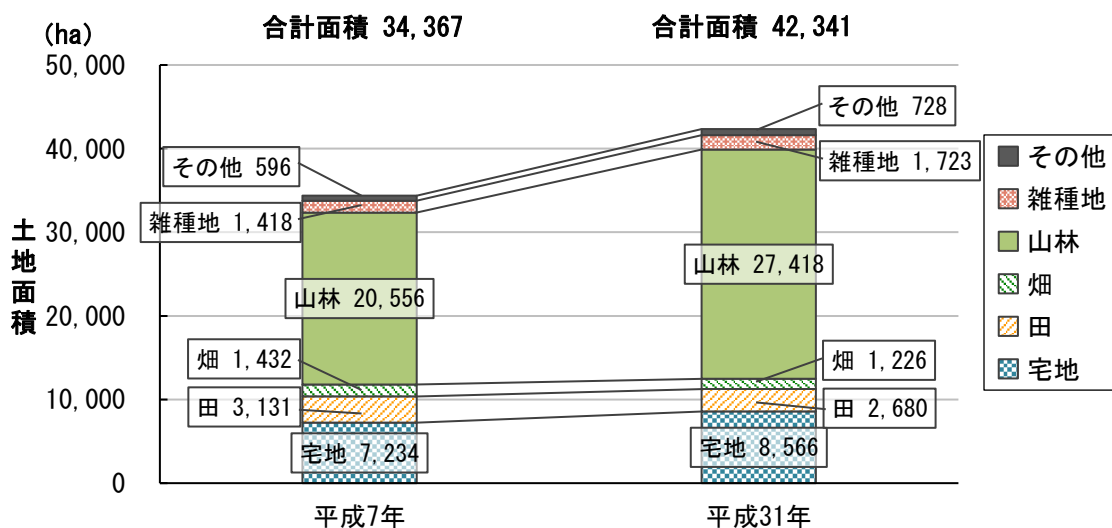


資料（H7～H27年） 国勢調査（10月1日現在）
 資料（R2年） 住民基本台帳登録人口（9月末現在。上記世帯構成の内訳に係る統計はない。）
 資料（R7年） 企画総務局企画調整部政策企画課推計

4 地目別土地面積

本市の合計面積は、平成17年（2005年）の旧佐伯郡湯来町との合併により大きく増加しています。地目別で見ると、平成7年（1995年）と比較して、平成31年（2019年）は山林の面積は大きく増加していますが、田及び畑の面積は減少しています。

図7 本市の地目別土地面積（各年1月1日現在）



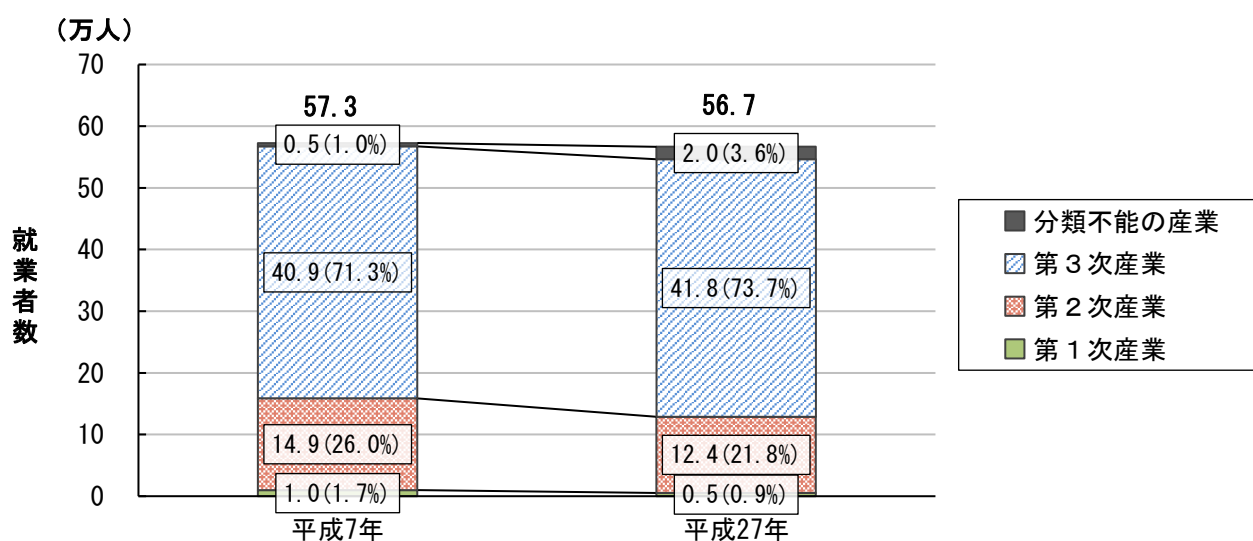
資料 広島市統計書
 注1 土地面積には、公有地、公共用道路、公園等の課税対象外の土地の面積は含まない。
 注2 端数処理により、合計が一致しない場合がある。

5 産業構造

平成27年（2015年）の本市の産業分類別就業者数（平成27年（2015年）10月1日現在）を見ると、第1次産業は約5千人（0.9%）、第2次産業は約12万4千人（21.8%）、第3次産業は約41万8千人（73.7%）となっています。

平成7年（1995年）のデータと比較すると、第3次産業の構成比が増加しており、産業構造のサービス化が進展しています。また、第1次産業及び第2次産業については、就業者数、構成比ともに減少しています。

図8 本市の産業分類別就業者数（各年10月1日現在）



資料 国勢調査

注1 第1次産業：農業、林業及び漁業

第2次産業：鉱業（平成27年は採石業及び砂利採取業を含む。）、建設業及び製造業

第3次産業：第1次産業、第2次産業及び分類不能の産業以外の産業

注2 端数処理により、合計が一致しない場合がある。

表1 本市の産業分類別就業者数の主な内訳（各年10月1日現在）

(単位：人)

区分	平成7年	平成27年
第1次産業	9,906	5,259
うち 農業	9,211	4,609
うち 林業	194	230
第2次産業	148,714	123,553
うち 建設業	65,533	46,941
うち 製造業	82,983	76,580
第3次産業	408,643	417,528
うち 卸売・小売業	164,622	101,602
分類不能の産業	5,476	20,226

資料 国勢調査

注 第1次産業：農業、林業及び漁業

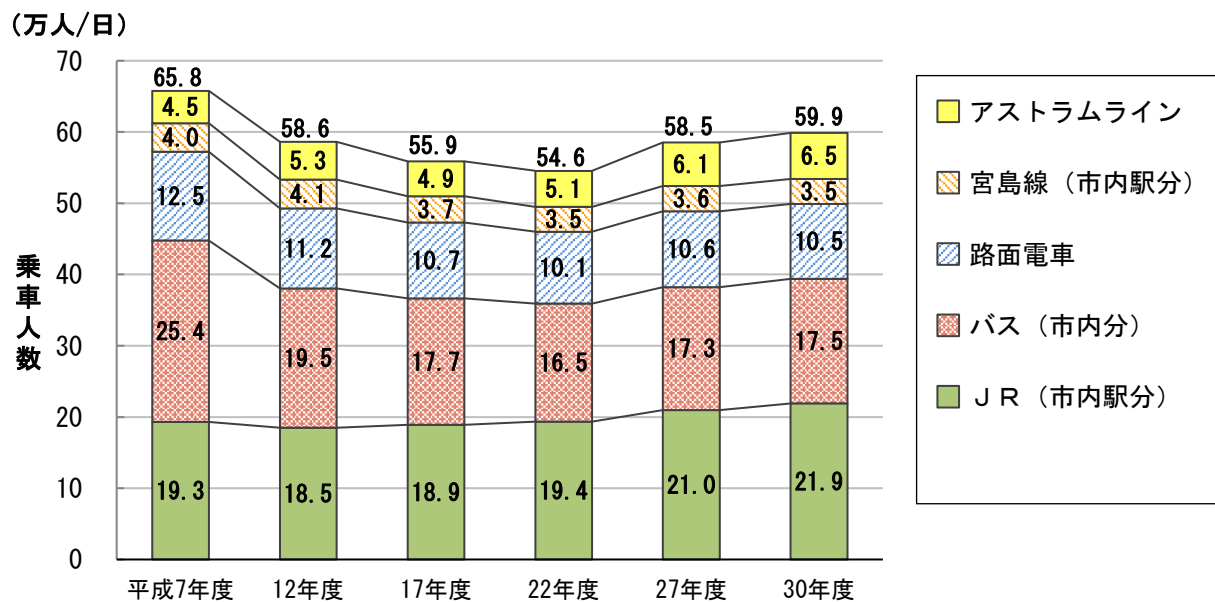
第2次産業：鉱業（平成27年は採石業及び砂利採取業を含む。）、建設業及び製造業

第3次産業：第1次産業、第2次産業及び分類不能の産業以外の産業

6 公共交通の状況

本市における公共交通機関の乗車人数は、平成7年度（1995年度）以降減少していましたが、近年は微増傾向にあります。公共交通機関の中では、バスの乗車人数の減少が著しく、平成30年度（2018年度）の乗車人数は、平成7年度（1995年度）の乗車人数の約7割となっています。

図9 本市における公共交通機関別乗車人数の推移



資料 広島市統計書

第7節 本市の環境を取り巻く様々な課題

1 人口減少社会・超高齢社会の到来

本市の総人口は、今後増加傾向から減少傾向に転じると予測されています。

また、高齢化率は、令和27年（2045年）には33.7%にまで達すると予測されています。

人口減少や高齢化が進行すると、働き手の減少、生産・消費の落ち込みに伴う税収の減少、社会保障費等の増大、交通弱者の増加など、様々な影響が生ずることが予想され、各分野における適切な対応が求められます。

表2 本市の人口の将来予測

(単位：万人)

区分	平成27年 実績	令和2年 実績	令和27年 推計
総人口	119.4	119.5	112.2
年少人口（0～14歳）	16.6(13.9%)	16.1(13.5%)	13.7(12.2%)
生産年齢人口（15～64歳）	73.0(61.2%)	73.0(61.1%)	60.8(54.2%)
老年人口（65歳以上）	27.9(23.4%)	30.4(25.4%)	37.8(33.7%)
年齢不詳	1.8(1.5%)	—	—

資料（H27年） 国勢調査（10月1日現在）

資料（R2年） 住民基本台帳登録人口（9月末現在）

資料（R27年） 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

注 端数処理により、合計が一致しない場合がある。

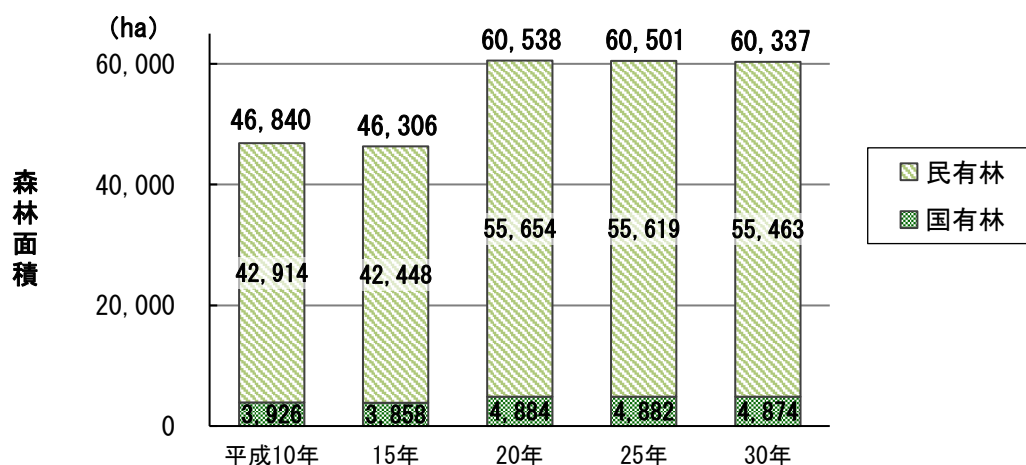
2 森林の荒廃

本市の区域の約3分の2を占める森林は、木材の生産機能のほか、水源の涵養*、土砂流出の防止、生物の生息・生育環境の場としての機能、二酸化炭素の吸収等の様々な公益的機能を有しています。

本市の森林面積は、平成17年（2005年）の旧佐伯郡湯来町との合併に伴い増加して以降、横ばいの状況が続いていますが、森林所有者の高齢化等により、手入れが行き届かず、放置され、荒廃が進んでいる森林が増えています。

荒廃した森林では、森林が有する公益的機能が低下するため、森林の管理に取り組む必要があります。

図10 本市の森林面積の推移（各年3月末現在）



資料 太田川森林計画区域森林計画書、国有林地域別森林計画書

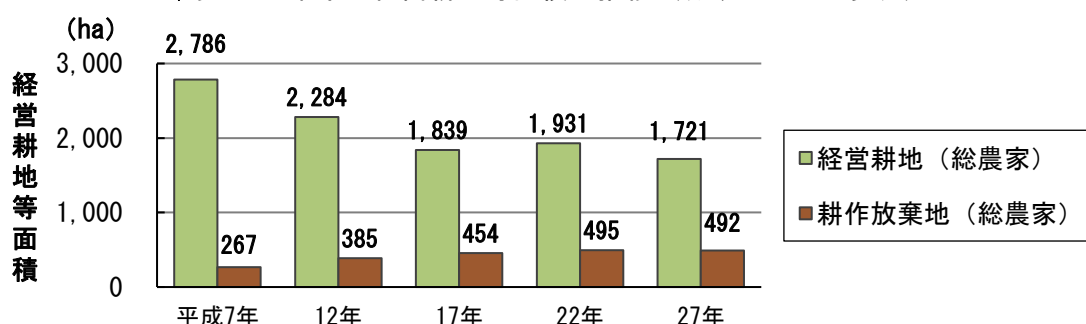
注 「民有林」とは、国有林以外の森林（私有林、市有林等）をいう。

3 農地の減少

農地は、耕作の目的に供されるという本来の機能のほか、水源の涵養、雨水の一時貯蔵による洪水の防止、生物の生息・生育環境の場としての機能、農村の景観の形成等の多面的機能を有しています。

本市の経営耕地面積は、平成17年（2005年）の旧佐伯郡湯来町との合併により、一旦増加したものの、農業従事者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加、都市化の進展による農地転用の増加等に伴い、平成27年（2015年）の経営耕地面積は、平成7年（1995年）の約6割の1,721haにまで減少しています。農地が有する多面的機能を持続的に発揮するためには、この減少を食い止める必要があります。

図1-1 本市の経営耕地等面積の推移（各年2月1日現在）



資料 農林水産省「世界農林業センサス」、「農林業センサス」

4 生物の多様性の危機

開発や乱獲などによる生物の生息・生育環境の悪化や個体数の減少をはじめ、過疎化や高齢化等の要因で人間の自然に対する働きかけが縮小したことによる森林・農地の荒廃や、人間活動により持ち込まれた特定外来生物*等による地域の生態系への悪影響などにより、生物の多様性は大きな危機に直面しています。

また、地球規模の気候変動や、地球温暖化の影響が疑われる大雨等の異常気象は、農林水産業や、多くの生物の生態にも大きな影響を与えており、生物の多様性を確保するためには、こうした影響への対策を進めていく必要があります。

さらに、森林・農地の荒廃等により、イノシシやニホンジカ、ニホンザル等、一部の野生鳥獣が生息域を拡大し、農林水産業等への被害（令和元年度（2019年度）被害額：約4,482万円（資料 広島市経済観光局農林水産部農政課））が発生するなど、鳥獣による被害を防止する対策も必要になっています。

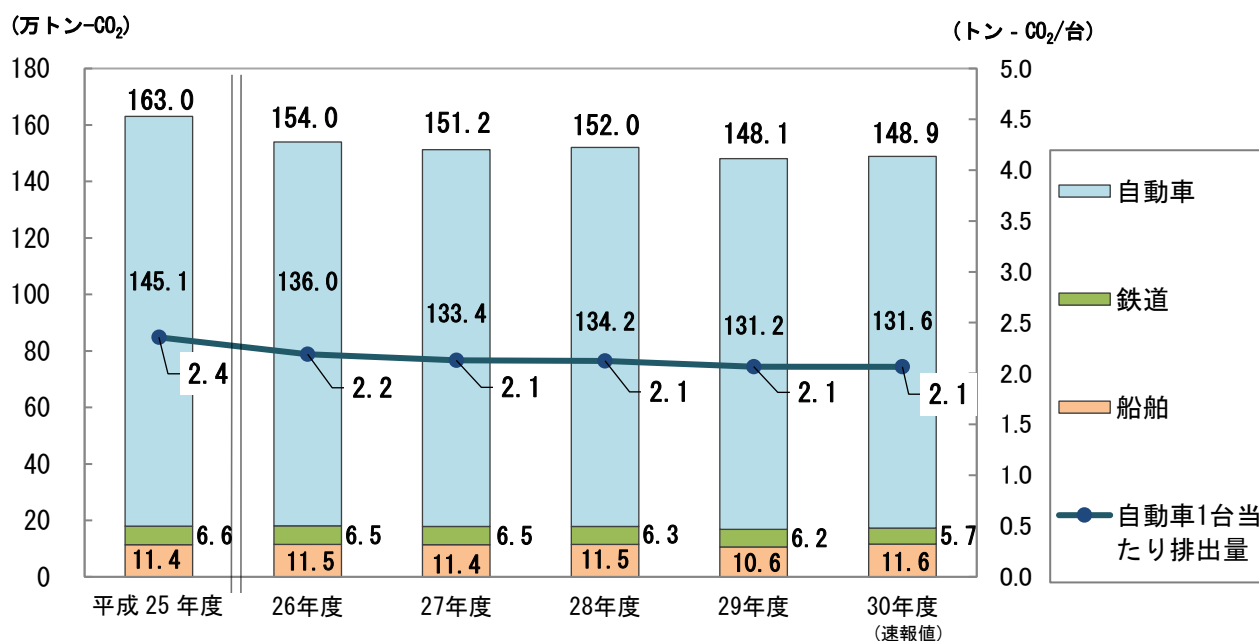
5 交通体系

人や物資を運ぶ交通は、私たちの生活や経済活動を支える重要なツールですが、一方で、燃料等のエネルギーの消費や、二酸化炭素の排出など環境へ与える影響も少なくありません。

本市の運輸部門における二酸化炭素の排出量は、自動車の燃費の改善や、保有自動車におけるハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車などの次世代自動車*、軽自動車の割合が増加したことなどにより、減少傾向にあります。排出量の大部分は自動車によるものとなっています。

こうしたことから、次世代自動車などの更なる普及や、公共交通を軸とした持続可能な交通体系の整備に取り組んでいく必要があります。

図12 本市運輸部門における二酸化炭素排出量の推移



資料 広島市環境局温暖化対策課

表3 本市における次世代自動車の保有状況 (各年3月末現在)

(単位: 台)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
電気自動車	306	373	406	480	562	596
プラグインハイブリッド自動車*	214	302	373	463	694	833
ハイブリッド自動車*	34,992	42,912	50,588	58,633	65,874	73,194
天然ガス自動車	354	332	312	287	269	248
燃料電池自動車*	0	0	3	8	14	14
クリーンディーゼル自動車	3,762	※	9,200	11,909	13,675	14,246
計	39,628	43,919	60,882	71,780	81,088	89,131

資料 一般財団法人自動車検査登録情報協会

※ データなし

6 大気汚染

本市では、市内に一般環境大気測定局*（一般局）を7か所、自動車排出ガス測定局*（自排局）を4か所設置し、大気の汚染の状況を常時監視しています。

大気汚染物質のうち、二酸化硫黄*、二酸化窒素*、一酸化炭素*、浮遊粒子状物質*及びPM_{2.5}（微小粒子状物質）*については環境基準*が達成されていますが、光化学オキシダント*については全ての測定局で環境基準が達成されていない状況が続いています。このことから、引き続き、大気質の維持向上を図る必要があります。

表4 大気汚染に係る環境基準達成率の推移

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
二酸化硫黄	一般局	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)
二酸化窒素	一般局	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)
	自排局	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)
一酸化炭素	自排局	100% (2局)	100% (2局)	100% (2局)	100% (2局)	100% (2局)
浮遊粒子状物質	一般局	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)
	自排局	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)	100% (4局)
PM _{2.5} (微小粒子状物質)	一般局	57% (4/7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)	100% (7局)
	自排局	25% (1/4局)	25% (1/4局)	25% (1/4局)	100% (4局)	100% (4局)
光化学オキシダント	一般局	0% (0/7局)	0% (0/7局)	0% (0/7局)	0% (0/7局)	0% (0/7局)

資料 広島市環境局環境保全課

7 水質汚濁

本市では、国や県と共同して公共用水域*（河川・海域）の水質等の調査を実施しています。

公共用水域の水質状況は、人の健康の保護に関する項目（重金属*、有機溶媒等の有害物質に関する項目）については、全ての地点で全項目環境基準が達成されている状況が続いています。生活環境の保全に関する項目（BOD（生物化学的酸素要求量）*、COD（化学的酸素要求量）*等の有機汚濁に関する項目）については、河川は全ての水域で環境基準が達成されていますが、海域のCODについては全ての水域で環境基準が達成されていない状況が続いています。このことから、引き続き、水質の維持向上を図る必要があります。

表5 水質汚濁に係る環境基準達成率の推移

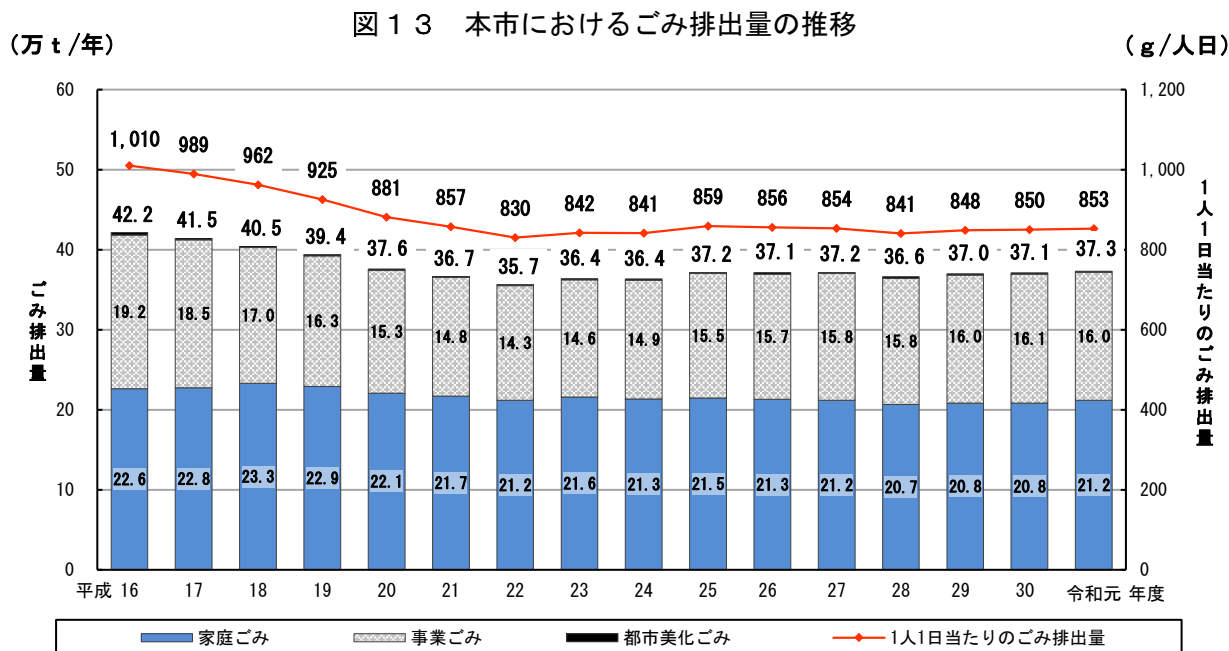
区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人の健康の保護 に関する項目	河川	100% (27地点)	100% (27地点)	100% (27地点)	100% (27地点)	100% (27地点)
	海域	100% (8地点)	100% (8地点)	100% (8地点)	100% (8地点)	100% (8地点)
生活環境の保全 に関する項目	河川 (BOD)	100% (20水域)	100% (20水域)	100% (20水域)	100% (20水域)	100% (20水域)
	海域 (COD)	0% (0/4水域)	0% (0/4水域)	0% (0/4水域)	0% (0/4水域)	0% (0/4水域)

資料 広島市環境局環境保全課

8 廃棄物排出量

(1) 一般廃棄物（ごみ）

本市におけるごみ排出量は、平成13年度（2001年度）以降減少傾向にありましたが、平成23年度（2011年度）からはおおむね横ばい状態となっているため、さらなるごみの減量等に取り組む必要があります。



資料 広島市環境局業務部業務第一課

注 平成26年8月豪雨災害、平成30年7月豪雨災害に係る災害廃棄物を除く。

(2) 産業廃棄物

本市における産業廃棄物排出量及び産業廃棄物最終処分量はおおむね横ばい状態となっているため、さらなる産業廃棄物の減量等に取り組む必要があります。

また、最終処分されている産業廃棄物の中には依然としてリサイクル可能なものが含まれていること等から、引き続き、そのリサイクル等に取り組む必要があります。

表6 本市における産業廃棄物排出量等

(単位：万t/年)

区分	平成25年度	平成30年度
産業廃棄物排出量	213.1	213.7
産業廃棄物最終処分量	8.9	9.3

資料 広島市環境局業務部産業廃棄物指導課

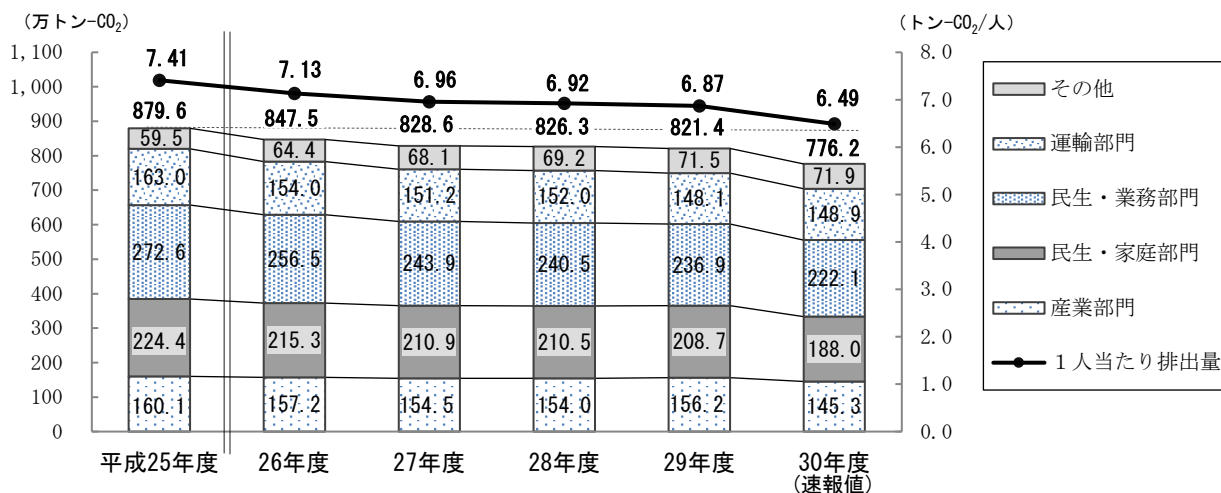
9 温室効果ガス排出量

本市における温室効果ガス*排出量（二酸化炭素（CO₂）換算）を見ると、平成29年度（2017年度）は821.4万トンで、主に民生部門（家庭部門・業務部門）が減少したことにより、平成25年度（2013年度）比で6.6%減少しています。なお、1人当たりに換算すると6.87トンで、7.3%減少しています。

また、エネルギー使用量（原油換算）を見ると、平成29年度（2017年度）は289.6万kℓで、主に民生部門（家庭部門・業務部門）及び運輸部門が減少したことにより、平成25年度（2013年度）比で4.5%減少しています。なお、1人当たりに換算すると2.42kℓで、5.1%減少しています。

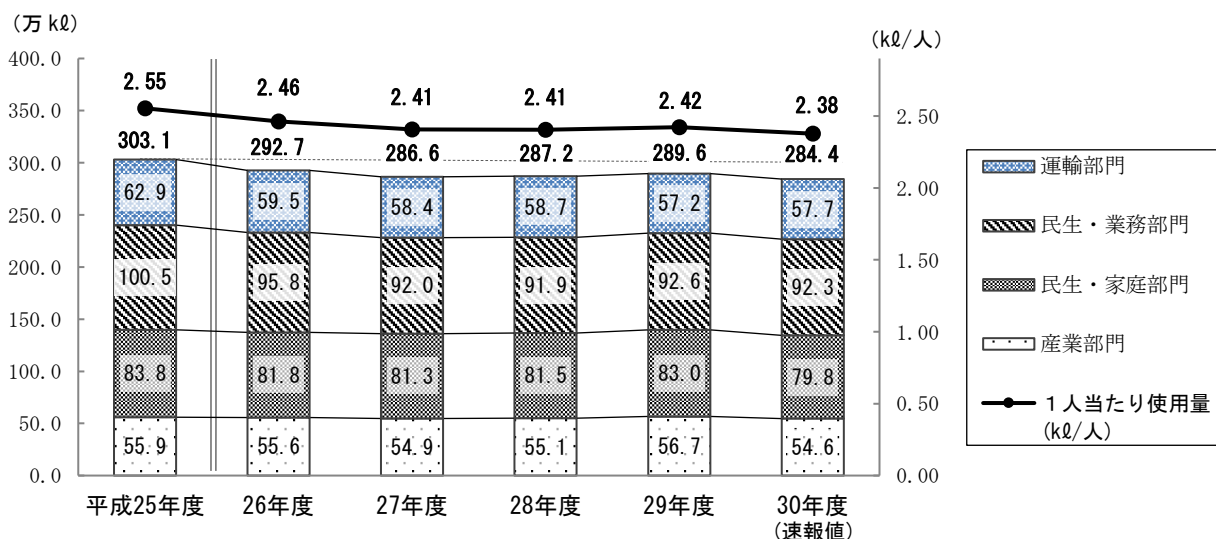
このように、近年、本市の温室効果ガス排出量等は減少傾向にあります。本市に甚大な被害をもたらした平成26年（2014年）8月及び平成30年（2018年）7月の豪雨と地球温暖化との関連が指摘されるなど、地球温暖化の進行は深刻さを増しており、引き続き、温室効果ガスの排出削減に取り組む必要があります。

図14 本市における温室効果ガス排出量（CO₂換算）の推移



資料 広島市環境局温暖化対策課

図15 本市におけるエネルギー使用量（原油換算）の推移



資料 広島市環境局温暖化対策課

10 気候変動

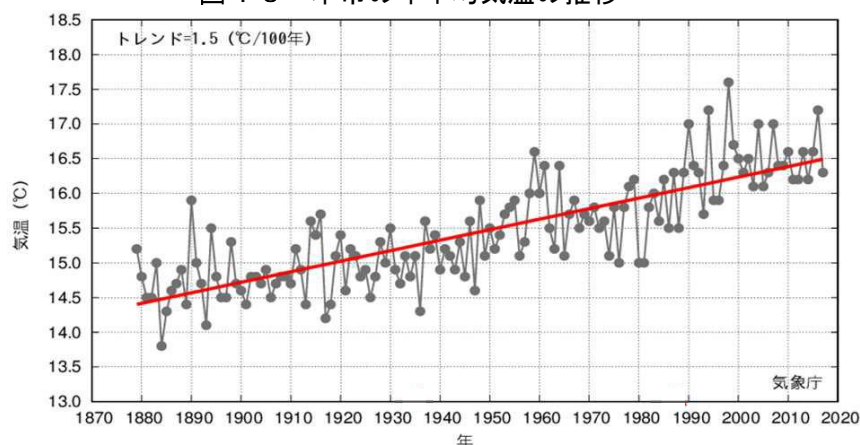
(1) 気温の長期変動

本市の年平均気温の長期変化傾向を見ると、統計期間（明治12年（1879年）～平成29年（2017年））での上昇傾向が見られます。

また、本市の猛暑日（日最高気温35℃以上の日）の年間日数の長期変化傾向を見ると、昭和63年（1988年）から令和元年（2019年）（単純比較が可能な期間）での増加傾向が見られます。

このため、このような気候変動の影響に対する取組を進める必要があります。

図16 本市の年平均気温の推移

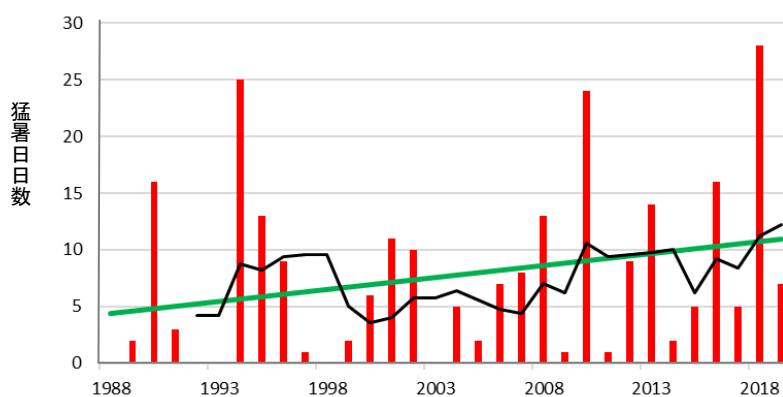


資料 広島地方気象台「中国地方の気候変動 2017」

注1 折れ線（黒）は各年の値を、直線（赤）は長期変化傾向を示す。

注2 広島地方気象台は1935年（昭和10年）1月及び1988年（昭和63年）1月に観測場所を移転したため、移転前の観測データに、移転による影響を除去するための補正を行っている。

図17 本市の猛暑日の年間日数の推移



資料 広島地方気象台

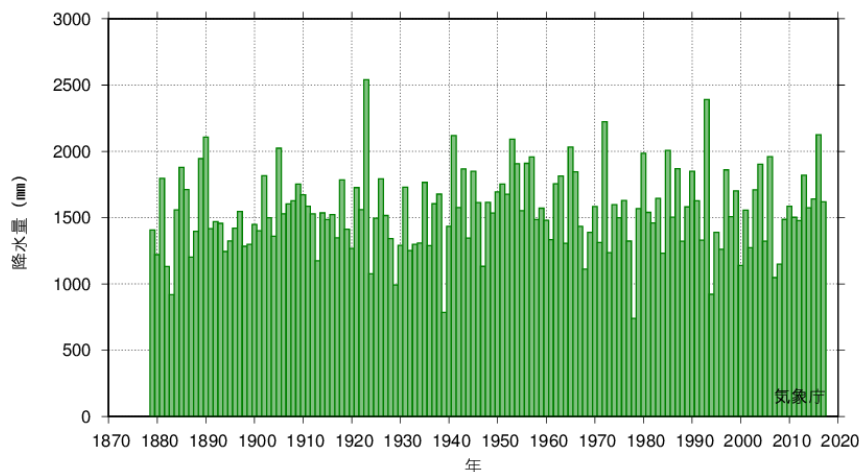
注 棒グラフは各年の値を、折れ線（黒）は5年移動平均を、直線（緑）は長期変化傾向を示す。

(2) 降水量の長期変動

年降水量については、長期変化傾向は見られないものの、日最大1時間降水量が20mm以上の日及び30mm以上の日の年間日数については、増加傾向が見られます。

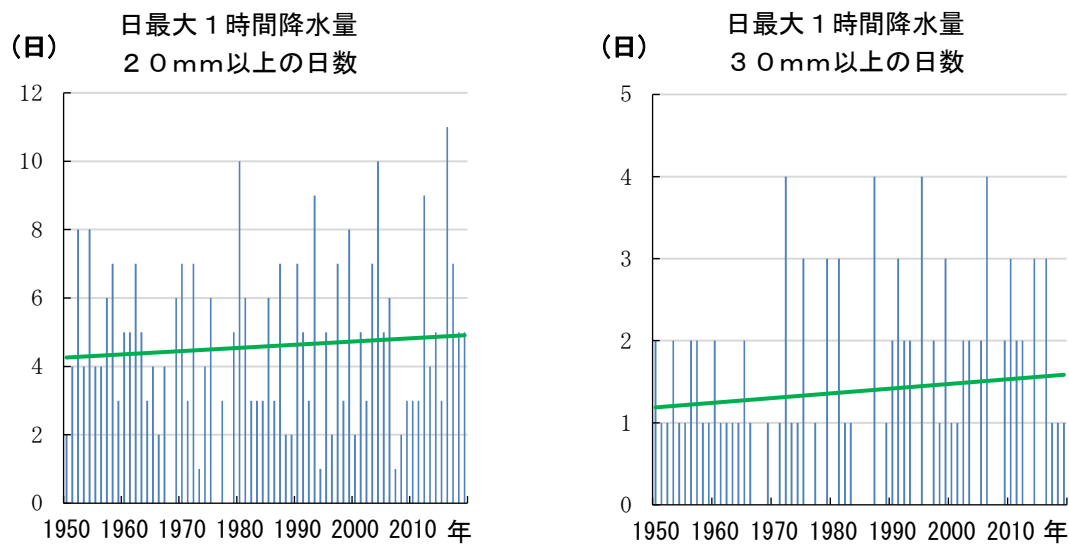
このため、短時間強雨等に対応するための取組を進める必要があります。

図18 本市の年降水量の推移



資料 広島地方気象台「中国地方の気候変動 2017」

図19 本市の日最大1時間降水量が一定以上である日の年間日数の推移



資料 広島地方気象台

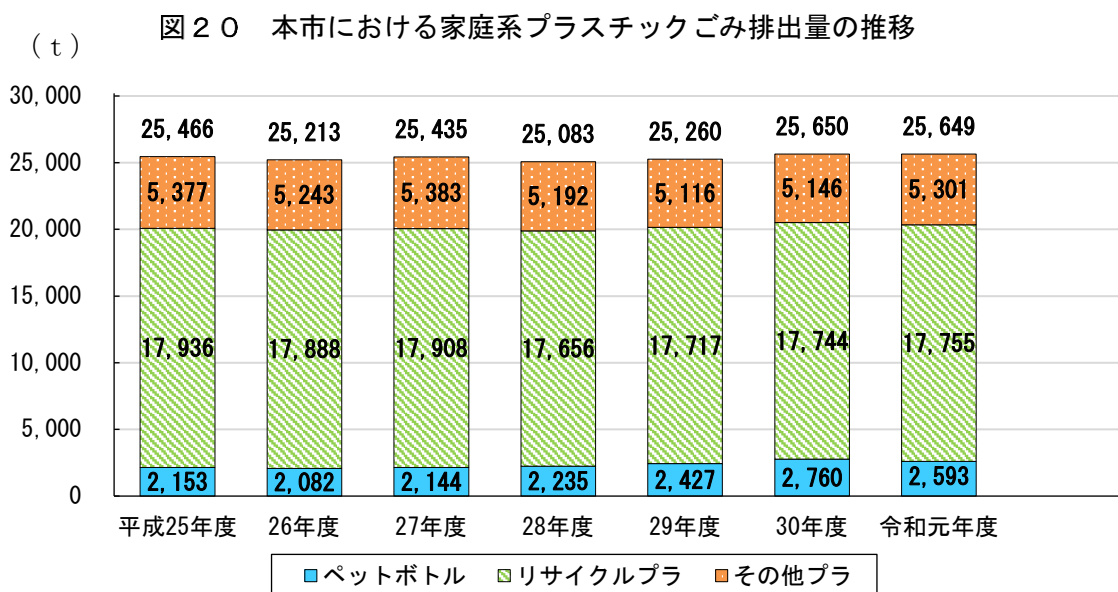
注 棒グラフ(青)は各年の値を、直線(緑)は長期変化傾向を示す。

1.1 プラスチックごみ問題

近年、海洋へのプラスチックごみの流出による海洋汚染等が国際的に問題となっており、国内においては、埋め立て等による未利用の廃プラスチックが一定程度あることや、アジア各国による受入規制が拡大していることから、これまで以上に国内での資源循環体制の構築が求められています。

また、陸域で発生したプラスチックごみが、不法投棄やポイ捨てなどにより、河川やその他の公共の水域等を経由して海洋に流出することで、生態系等への悪影響が懸念されています。

本市においては、不法投棄の件数は減少していますが、家庭から排出されるプラスチックごみの排出量がおおむね横ばいであること等から、プラスチックごみのさらなる削減・リサイクルや海洋への流出防止を図る必要があります。

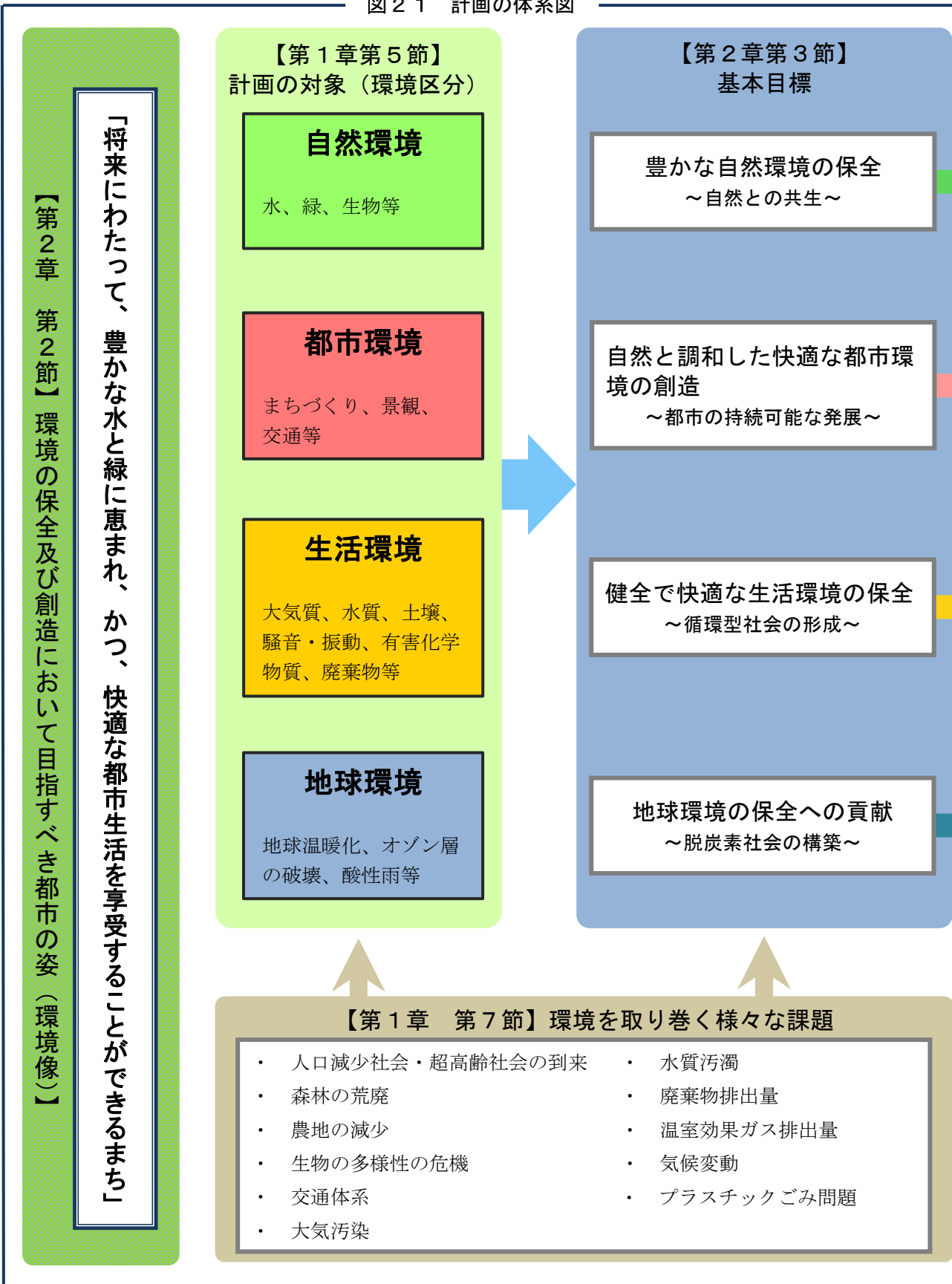


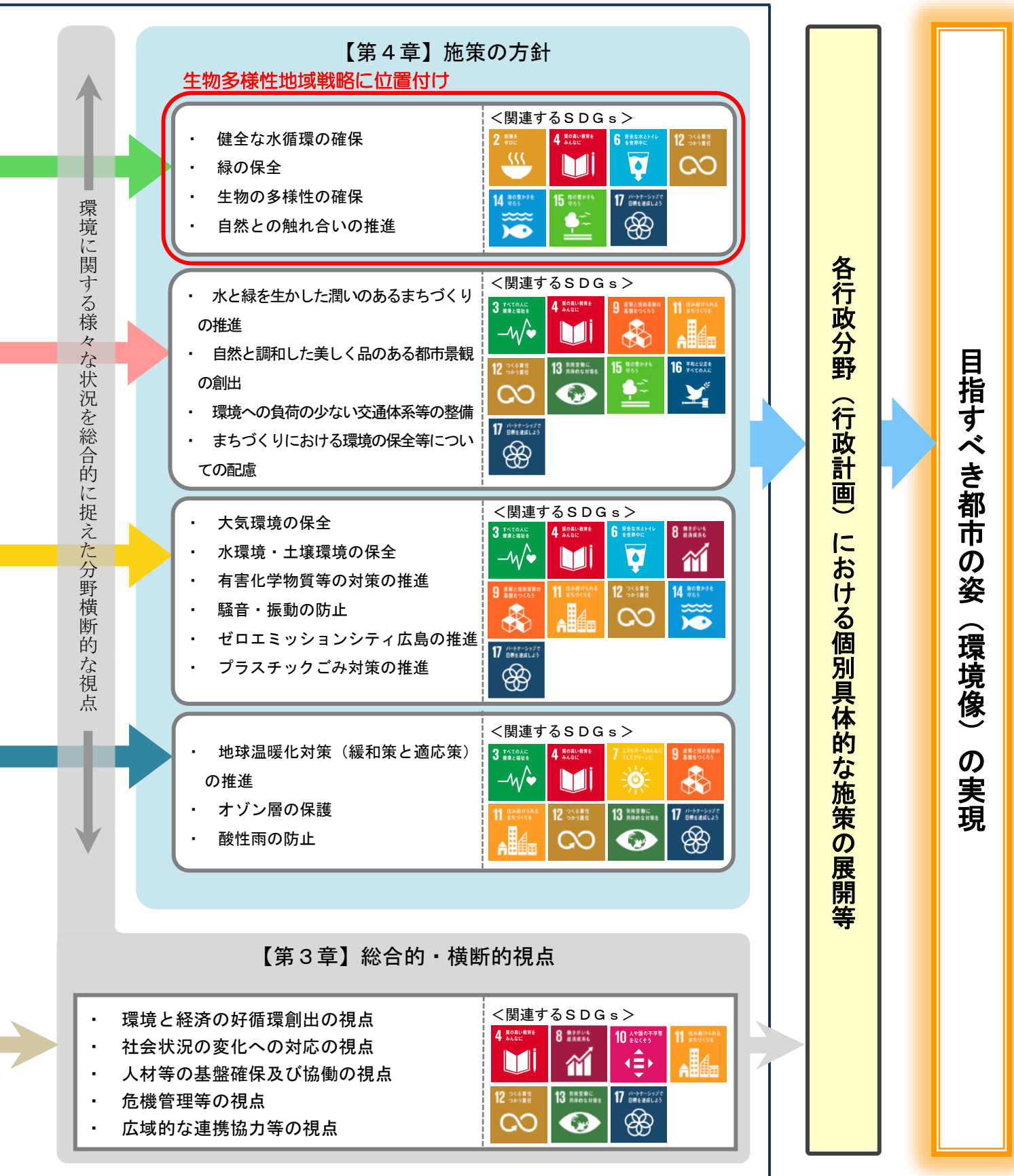
資料 環境局業務部業務第一課

第2章 目指すべき環境像と基本目標

第1節 計画の体系図

図2-1 計画の体系図





第2節 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）

今から75年前、本市は、原子爆弾により壊滅的な打撃を受け、多くの市民が水を求めながら亡くなり、市内中心部の樹木は焼失し、緑が完全に失われた灰色の都市となりました。

「75年間は草木も生えぬ」とまで言われたまちの廃墟から草木が芽生え、悲しみに打ちひしがれていた市民に生きる希望と勇気を与えました。また、市内を流れる太田川は、市民の生活に潤いと安らぎを、そして、産業の復興に多大なる恩恵をもたらしました。

水と緑は、生命（いのち）と平和の象徴です。

この水と緑の恵みの下、市民の思い、英知、たゆまぬ努力により、本市は、目覚ましい復興を遂げ、現在は、中四国地方の中核機能を担う都市にまで発展しました。

今、このまちで生きている私たちには、廃墟から現在のように美しいまちにまで本市を復興させ、発展させた先人に感謝して、将来の世代に、豊かな水と緑、快適で美しい景観を有する質の高い都市の環境を継承していく使命があります。

そして、本市は、被爆後100年、さらに、その先の時代をも見据え、市民はもとより、本市を訪れる世界中の人々が、本市の自然の豊かさや都市としての快適性を実感し、平和をかみしめることができるようなまち、すなわち、世界に誇れる「まち」を実現していかなければなりません。

こうした思いや広島市環境の保全及び創造に関する基本条例に規定する基本理念を踏まえ、本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）を、次のとおり設定します。

【環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）】

**「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、
かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」**

【参考】 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で安全かつ快適な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、この環境を将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、本市、事業者及び市民のそれぞれの責務に応じた役割分担及びこれらの者の協働の下に積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生物の多様性の確保に配慮しつつ、自然環境を良好な状態に維持し、及び向上させることによって行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類を含む地球上の生物すべてにかかわる課題であるとともに市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

第3節 基本目標

本計画の対象である四つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境及び地球環境）は、密接不可分であり、相互に影響を及ぼす関係にあります。

したがって、「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」（本市が目指すべき環境像）を実現するに当たっては、本市の特性等を踏まえた上で、上記全ての環境を将来にわたって維持し、又は向上させることが不可欠です。

このため、自然環境、都市環境、生活環境及び地球環境についての基本目標を、次のとおり設定します。

1 豊かな自然環境の保全 ～自然との共生～

健全で恵み豊かな自然環境は、全ての生物の生存及び私たちの健康で文化的な生活に欠くことのできないものです。

本市は、百万人を超える人口を擁する都市ですが、太田川河口デルタを流れる六つの川、南側の瀬戸内海、北側の緑濃い山々等、水と緑に代表される自然に恵まれています。特に、本市の市街地に占める川の水面面積の割合は全国でも有数の大きさであり、本市の区域に占める森林面積の割合も政令指定都市の中では高い水準にあります。

また、本市の河川、森林等には多様な生物が生息・生育しており、こうした生物の多様性は、私たちの生活に様々な恩恵をもたらしています。

私たちは、本市のこのような恵まれた自然環境を維持向上させ、将来の市民に引き継がなければなりません。

このため、健全な水循環の確保、緑の保全、生物の多様性の確保への配慮、自然との触れ合い等を通じて自然と共生し、将来にわたって豊かな自然環境を保全します。

2 自然と調和した快適な都市環境の創造 ～都市の持続可能な発展～

快適な都市環境には、健康で文化的な都市生活、機能的で活力ある都市活動等が確保されていることが必要です。そして、健康で文化的な都市生活には、健全で恵み豊かな自然環境が欠かせません。

本市は、水と緑に代表される豊かな自然の恵みの下、戦後、太田川河口デルタに形成された市街地、同デルタの周辺部、その外側の中山間地及び島しょ部等の地域の特性に応じて発展し続け、中四国地方の中核機能を担う都市にまでに成長しました。この発展には、恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として、本市を平和記念都市として建設することを目的とし、本市のみに適用される特別法である広島平和記念都市建設法（昭和24年法律第219号）も貢献しています。

また、その一方で、本市は、河川の氾濫による水害、急傾斜地の崩壊に伴う土砂災害等の自然災害にも見舞われてきました。

このため、本市の自然の恵み、地域の特性等を生かしつつ、防災対策、平和記念都市としての象徴性等に配慮しながら、潤いのあるまちづくり、美しく品のある都市景観の創出、総合的な交通体系の整備等を通じて都市の持続可能な発展を図り、将来にわたって自然と調和した快適な都市環境を創造します。

3 健全で快適な生活環境の保全 ～循環型社会の形成～

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動等は、環境に大きな負荷を与え、その結果として起こる大気汚染、水質汚濁等の公害及び廃棄物等の問題は、市民の健康、生活等に悪影響を及ぼします。

本市の大気質、水質等は、おおむね良好な状態にあります。一部項目については、環境基準が達成されていない状況にあるため、改善が必要となっています。

また、廃棄物等については、天然資源の消費の抑制及び環境への負荷の低減の観点から、その適正処理並びに発生抑制及び循環利用の取組をより一層推進することが求められます。

このため、引き続き、大気質、水質等の維持向上に努め、公害の発生を防止するとともに、廃棄物等の発生抑制、循環利用、適正処理等により循環型社会*を形成し、将来にわたって健全で快適な生活環境を保全します。

4 地球環境の保全への貢献 ～脱炭素社会の構築～

地球温暖化、オゾン層の破壊等の地球規模の環境問題は、地球全体に深刻な影響を及ぼす問題であり、規模が大きい上に、様々な問題が複雑に絡み合い、その解決は容易ではありません。

しかし、地球規模の環境問題は、人類の生存に関わる非常に重要な問題であるため、手遅れとならないよう、その解決に向けて国際社会が共同して取り組まなければなりません。

地球規模の環境問題は、核兵器と同様に人類の生存を脅かすものであり、戦後一貫して核兵器廃絶及び世界恒久平和の実現を世界に訴え続け、世界的にも知名度が高い本市には、地球規模の環境問題の解決についても、一定の役割を担うことが求められています。

このため、本市は、地球温暖化防止への取組（緩和策）や気候変動による影響への適応（適応策）等を推進するとともに、世界の各都市と連携して、脱炭素社会*の構築に向けた取組を着実に進めることにより、将来にわたって地球環境の保全に貢献します。

第3章 総合的・横断的視点

環境問題には地域レベルのものから地球レベルのものまであり、その内容も多岐にわたっています。また、少子高齢化や人口の地域的な偏在の加速化が進む中、環境問題は、経済・社会の課題と相互に密接に関連するとともに、複雑化・多様化してきています。さらに、ある環境問題を解決しようとして講じた措置が別の環境問題の解決の足を引っ張ってしまう方向に作用するような場合があり得る一方で、ある環境問題の解決に向けた施策が同時に別の環境問題を解決する方向につながるような場合もあり得ます。一見すると相反する効果を生じさせる施策であっても、更に工夫し、調整し、新たな仕組みを作り出すこと等により、個々の環境問題を解決するにとどまらず、相乗効果を生み、又は循環を創出できる可能性があります。

言い換えると、本市が目指すべき環境像の実現に向けて諸施策の展開等を行うに当たっては、環境に関する様々な状況、多様な意見等を総合的に捉えた上での分野横断的な視点を持って取り組むことがより一層必要となってきたといえます。

このため、今後ますます複雑化・多様化していく環境問題に的確に対応できるよう、諸施策の展開等に当たって必要な総合的・横断的視点を、次のとおり設定します。

1 環境と経済の好循環創出の視点



従来、環境の保全は経済活動を制約する要因として考えられてきましたが、近年、環境・エネルギー分野における新しい技術の開発促進、環境産業の育成、E.S.G投資*の拡大等により、環境ビジネスの市場規模や雇用規模が拡大しており、その経済活動の発展が新たな投資を呼び、その結果、環境の保全等が促進されています。

このため、諸施策の展開等に当たっては、環境に配慮した消費活動を行いつつ、環境の保全等に係るビジネスが経済を発展させ、その発展が環境分野を中心に様々な経済活動につながり、さらに、それが環境の保全等に資するという、環境と経済の好循環創出の視点が必要です。

2 社会状況の変化への対応の視点



本格的な人口減少社会、超高齢社会*の到来による人口動態の変化は、農林業の担い手の減少による農地や森林の荒廃、まちの美化等に係る地域コミュニティの機能の低下、交通弱者の増加、社会保障費の増大など、環境保全の面のほか社会の様々な面において影響を与えます。

また、一般財源収入の大幅な増加が見込めない状況にある中、老朽化したインフラ*等の公共施設の維持管理費等が増大し、社会保障費の増大等と相まって、財源の確保が更に困難になることが予想されます。

このため、諸施策の展開等に当たっては、人口減少、高齢化、財源確保の困難化等の社会状況の変化を踏まえ、環境保全活動の担い手の確保・育成、地域コミュニティの活性化等を通じて環境の保全及び創造に取り組むとともに、地域の特性等に応じた、公共交通を中心としたネットワークの

構築、生活サービス機能の集積等による集約型都市構造*の形成等に配慮しながらまちづくりを進めるといふ、社会状況の変化への対応の視点が必要です。



3 人材等の基盤確保及び協働の視点

環境問題の解決に当たっては、市民一人一人が環境問題への意識を持ち、日々の暮らしの中での倫理的消費（エシカル消費*）など、環境に配慮した具体的な行動を積み重ねていくことが必要です。

また、環境問題の解決に向けた取組をより効果的なものにするためには、行政のみがその役割を担うのではなく、市民、事業者、NPO、地域団体等が主体的に取り組み、それを行政が支援するという仕組みが必要です。

このため、諸施策の展開等に当たっては、市民、事業者、行政等の各主体の特性等を踏まえた上で、それぞれの環境意識を向上させてその意識が環境の保全等に資する具体的な行動に結び付くように配慮するとともに、自助・共助・公助の考えに基づいて各主体の役割分担と責任を明確にし、多様な立場の人々の連携・協働を推進するという、人材等の基盤確保及び協働の視点が必要です。



4 危機管理等の視点

東日本大震災や、近年、本市に甚大な被害をもたらした平成26年8月豪雨災害及び平成30年7月豪雨災害等を契機に、災害に対する備えの重要性が一層強く認識され、さらなる防災又は減災に係る対応が求められています。

また、東日本大震災に伴い起きた東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を契機に、我が国のエネルギーをめぐる状況は、依然として厳しい状況が続いています。

さらに、地球温暖化に伴い、災害の増加、農作物の品質低下、生態系の変化、熱中症や新たな感染症等の健康被害の増加などの影響が生じていることが指摘されており、これらの影響を防止し、又は軽減するための対応が必要とされています。

このため、諸施策の展開等に当たっては、予防的な取組方法の考え方にに基づき、防災又は減災に係る対応、地球温暖化などの気候変動による様々な影響の防止又は軽減に係る対応その他様々な危機等への対応に配慮しながら、安全で、かつ、安心して暮らすことのできる災害に強いまちづくりを推進するという、危機管理等の視点が必要です。



5 広域的な連携協力等の視点

河川の水源となっている上流域の森林の荒廃、外来種の導入、海洋プラスチックごみ問題等の広域的な環境問題に対応するためには、それぞれの地域の特性に応じて、自治体間で連携や交流を深めながらその解決に向け取り組んでいくなど、行政区域を越えた広域的な連携協力を図る必要があります。

また、人類史上最初の被爆都市として、約8,000の都市が加盟する平和首長会議^{*}等を通じて核兵器廃絶及び世界恒久平和の実現を世界に訴え続けてきた本市は、そのネットワーク等を生かし、世界の各都市等と協力して、地球温暖化等による様々な地球規模の環境問題等の解決に向けた取組を促進することに貢献できます。

このため、諸施策の展開等に当たっては、広島広域都市圏の目指す将来像も見据えながら、関係地方公共団体等相互の連携協力を確保し、また、世界に対する本市の情報発信力を活用するなどして国際的な連携を図るといふ、広域的な連携協力等の視点が必要です。

なお、諸施策の展開等に当たって必要な総合的・横断的視点は、これら五つの視点に限定されるものではありません。四つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境及び地球環境）は密接不可分な関係にあり、また、環境問題には地域レベルから地球レベルまでの様々な局面における自然的・経済的・社会的諸条件が関わっていることから、環境問題に的確に対応するためには、前記五つの視点のほかにも様々な視点を持ち、あわせて、当該局面において生ずる新たな課題に留意し続ける必要があります。

<環境配慮指針>

環境に影響を及ぼすおそれがある事業を計画するに当たっては、環境の保全についての適正な配慮が行われる必要があります。また、本市の区域内の自然的・経済的・社会的条件は一様でないことから、環境の保全についての適正な配慮は、地域の自然的特性等を考慮して、よりきめ細かく行われる必要があります。

本市では、広島市環境影響評価条例（平成11年広島市条例第30号）第4条第1項の規定に基づき、環境配慮指針を策定し、これを公表しています。

この環境配慮指針では、自然環境、土地利用、人と環境との関わり及び環境単位としてある程度まとまりのある地域であることなどを勘案して、本市の区域を12の地域（太田川河口デルタに形成された市街地の地域、同デルタの周辺地域等）に区分し、地域区分ごとの環境特性を示すとともに、交通系の事業、住宅系の事業等の8種類の事業別に環境配慮事項を示しています。

この環境配慮指針は、一定規模以上の開発事業等を対象とするものですが、そのほか、環境に影響を及ぼすおそれがある事業を伴う計画の策定、当該事業の計画の構想及び立案段階における指針として活用されることが期待されます。

第4章 施策の方針

本市が目指すべき環境像の実現に向け、施策の方針を、以下のとおり示します。

この章において、各施策の方針は最も関連の深い基本目標に関連付けていますが、この方針のうちには他の基本目標に関わるものがあるため、個別具体的な施策の展開等に当たっては、総合的・横断的視点を踏まえるとともに、他の基本目標に係る施策の方針にも留意する必要があります。

なお、本計画は内容の大綱化を図っており、個別具体的な施策の展開は各行政分野（行政計画）において行っていくこととしているため、個別の施策に関する目標値は設定しませんが、本市の環境の現状を把握する上で参考となる指標等を各節の末尾に掲げ、その現況及び目指すべき方向を示します。

第1節 豊かな自然環境の保全 ～自然との共生～

生物多様性基本法第13条に基づき、本節を本市の「生物多様性地域戦略*」に位置付け、生物の多様性に関する基本的な考え方や本市の自然や生物の状況、生物の多様性を将来にわたって確保するための具体的な取組の方向性を示します。

○本市の生物の多様性について

生物の多様性は、私たちが生きていく上での基盤であるとともに、地域固有の財産として、地域独自の文化の多様性を支えています。

太田川河口デルタを流れる6本の川、南側の瀬戸内海、北側の緑濃い山々など、水と緑に恵まれている本市には、中山間地等の森林、農地、河川、海域等に多様な生物が生息・生育しており、市街地では、点在する大小の公園緑地によって緑の回廊が形作られ、市街地を流れる河川や広島湾とともに生態系ネットワークを形成し、多様な生物のすみかとなっているという特徴があります。

しかし、都市開発、森林・農地の荒廃、外来種*の導入、気候変動等により、生物の生息・生育環境が悪化し、本市の生物の多様性は危機に直面しています。

このため、私たちの共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵みを将来にわたって享受できるよう、生物の多様性の保全に係る施策を総合的に推進していく必要があります。



<生物の多様性からもたらされる恵みについて>

私たちの暮らしは、山や海からもたらされる食料や水、森林の水源涵養機能等による土砂災害の防止など、多様な生きものが存在することでもたらされる様々な恵みによって支えられています。

こうした恵みは、「生態系サービス」と呼ばれ、国連の主導で行われた「ミレニアム生態系評価*」では、生態系サービスを、豊かな土壌の形成などのすべての生き物の基盤となる「**基盤サービス**」、豊かな暮らしの基礎となる資源を提供する「**供給サービス**」、地域の豊かな文化の基礎となる「**文化的サービス**」、自然災害等から私たちの暮らしを守る「**調整サービス**」の四つに分類しています。

これらの生物の多様性からもたらされる恵みを将来にわたって享受し続けるためにも、自然環境の保全やその持続可能な利用により、生物の多様性を確保していく必要があります。

供給サービス

生物に由来して供給されるものことで、米や野菜などの農産物、魚やカキなどの水産物、建築材等の材料となる木材等は、生物の多様性をもたらす豊かな水や肥沃な土壌により育まれ、食材や自然素材等として私たちの暮らしを支えています。



広島カキ

文化的サービス

生態系から得られる非物質的な恩恵のことで、森林や自然との触れ合い施設等での生きものとの触れ合いは、私たちに精神的な安らぎや満足をもたらします。また、地域固有の食文化は、自然の恵みである地域の農林水産物から生まれたものです。



森林体験学習（広島市森林公園）

調整サービス

気候の調節や災害の防止など、生態系が有する調整機能のことで、森林等の緑は二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止しているほか、水源涵養機能や土砂流出防止機能により、水害や土砂災害を防止・軽減しています。



森林（安佐北区）

基盤サービス



生物を育む水、大気、土壌（安佐北区）

他の三つのサービスを支える基盤のことで、酸素を含む大気や栄養豊富な土壌は生物によって作り出されたものです。また、生命の維持に欠かせない水や生物の豊かな海に不可欠な炭素・栄養塩の循環には、森林などの水源涵養機能や栄養塩の供給が大きな役割を果たしています。



1 健全な水循環の確保

生命の源である水は、太陽の熱を受けて海から蒸発して雲を作り、雨となって地表に降り、森林の土壤に浸透して貯留された後、ゆっくりと流出して地表水又は地下水となり、河川の流下により海に至り、再び太陽の熱を受けて蒸発します。

この循環の過程において、水は、時には、河川の洪水等の災害をもたらすこともありますが、森林等が持つ水源涵養機能により流量が調整され、森林から供給される炭素や栄養塩を海へと運び、生物の豊かな海を形成するなど、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与えるとともに、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。

本市において、広島県西部の中国山地に水源を有し、複数の市町の区域を経て本市の中心部を流れる太田川は、市民の生活に潤いや安らぎを与えるとともに、本市の水循環において大きな役割を担っており、流域の森林から供給される栄養分を含む水は、瀬戸内海に注ぎ、広島カキの養殖等の恵みをもたらしています。また、その水質は良好であり、中流域は環境省の「名水百選」にも選定されています。

しかし、近年、森林の荒廃等が進んでおり、また、都市化の進展による雨水の地下浸透量の減少に伴い、平常時の河川流量の減少及び大雨時の流量増加のおそれが生じています。

一方で、気候変動による無降水日数の増加や積雪量の減少により、河川への流出量が減少することも懸念されています。

このため、森林の管理等により、森林が持つ水源涵養等の機能を強化し、健全な水循環を確保していく必要があります。

(1) 水源涵養機能の維持向上

豊かな森林は「緑のダム」とも呼ばれ、降った雨の保水及び流出調整を行う水源涵養機能があります。

近年の豪雨による土砂災害の頻発は、中山間地の森林の荒廃等により、森林の持つ水源涵養機能や土砂流出防止機能が低下したことが一因となっており、太田川源流域においてモデル水源林の整備を行うとともに、森林ボランティア等の協力を得ながら、間伐や下刈りなどの山の手入れを行うことにより、森林の水源涵養機能の維持向上を図ります。

(2) 炭素や栄養塩の健全な循環の維持

森林は二酸化炭素を吸収するとともに、有機物を分解して栄養分の豊富な土壌を作ります。この栄養分は水に溶け込み、河川により山から海へ運ばれます。

森林が荒廃すると、河川で運ばれる栄養分が低下し、海洋生物の餌であるプランクトンが育たなくなります。一方で、生活排水等で河川に流入する栄養塩が著しく増加すると富栄養化を招き、赤潮なども引き起こします。

このため、森林の適切な管理や、生活排水対策等による水質管理を進めながら、炭素や栄養塩の健全な循環の維持を図ります。

(3) 水辺の保全・再生・創出

本市を流れる河川や広島湾は、多様な生物の生息・生育地となっており、私たちも水産資源や自然との触れ合い等の形でその恩恵を受けています。

生物の多様性の確保、水産業の振興等のため、水質等の調査、汚水処理施設等の水インフラの整備、他の地方公共団体等と連携した水辺の保全活動、藻場及び干潟の保全・造成等により、水環境を改善するとともに、生態系にできるだけ配慮した計画的な魚介類等の種苗の生産及び放流、カキ養殖漁業の振興、漁場環境の改善等により、水産資源の持続的な利用を促進し、水辺の保全・再生・創出を図ります。



太田川中流域
(安佐北区安佐町)



瀬戸内海

2 緑の保全



森林、中山間地や市街地近郊の農地等の緑は、生物の多様性がもたらす豊かな水や肥沃な土壌によって生まれ、米や野菜などの農産物や建築材等の材料となる木材等を私たちに供給しています。

また、緑は、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、有害物質の吸着等による大気の浄化、都市のヒートアイランド現象*の緩和、水源涵養機能や土砂流出防止機能による災害の防止などの公益的機能を有しています。

本市は、市街地である太田川河口のデルタを緑の多い郊外の丘陵地が取り囲み、その外側の市域北部には多様な生物が生息・生育する大規模な森林が位置しています。また、島しょ部も、原生林が残る似島など、緑に包まれています。さらに、市街地等には、比治山や黄金山などの丘陵地のほか、平和大通りや太田川河岸緑地など多くの緑があります。

しかし、緑の多い郊外の丘陵地では市街化が進み、市域北部の森林では一部で開発が進められています。また、中山間地では、過疎化や高齢化により農地や森林の荒廃が進むとともに、イノシシやニホンジカ等による鳥獣被害が顕在化しています。

また、近年、豪雨による水害や土砂災害が全国で毎年のように発生し、特に、平成26年（2014年）や平成30年（2018年）には、本市でも土砂災害により大きな被害が発生しました。本市の山地や丘陵地を構成する地質は主として花崗岩*で、表層部分は風化が進んで真砂土になっているため、土砂災害に脆弱な地質となっており、森林の荒廃によって水源涵養機能や土砂流出防止機能が低下し、さらなる災害が発生することが危惧されています。

このため、森林、農地及び市街地等の緑の保全により、緑の有する多面的機能の維持向上を図る必要があります。

(1) 森林の保全

木材の供給、水源涵養や土砂流出防止、二酸化炭素の吸収等の多くの機能を持つ森林の育成・保全は、生物の多様性の確保においても非常に重要です。

森林の保育作業、間伐等による健全な森林の育成・保全、他の地方公共団体等と連携した水源林の育成・保全、林道などの林業基盤の整備や林業の担い手の育成、間伐材等の未利用材の木質バイオマスエネルギーとしての利用の促進などにより林業を振興し、森林の保全を図ります。

(2) 農地の保全

農地は食料供給の場となるだけでなく、雨水の流出抑制による集中豪雨時の洪水緩和、市民の憩いの場や生物の生息・生育の場となるなど、多面的な機能を有しています。

農地や農業用水路等の生産基盤の整備、農業の担い手の育成、地産地消*の推進などにより農業を振興し、農地の保全を図ります。

(3) 市街地の緑の保全

公園、街路樹、河岸緑地などの市街地の緑は、生物の多様性の側面からは生態系の連続性を確保する「踏み石ビオトープ*」や「生物回廊(エコユリドー)*」として重要です。

二葉山や元宇品、三滝緑地や牛田緑地など、市街地に残るまとまった緑の保全や都市公園の整備を行うとともに、平和大通りや河岸緑地という緑の軸を充実させながら、街路樹などの道路緑化、建築物の屋上や壁面を含めた民有地の緑化等により、市街地の緑の保全を図ります。



市行造林・市行育林地
(安佐北区可部町)



広島市三田市民農園

3 生物の多様性の確保



生物の多様性は、大気・水・栄養の循環等の様々な動きを通じて、人間も含め全ての生物の存続基盤となっています。また、私たちの暮らしは、水産資源等の食料及び木材等の資源の供給、多様な文化の形成、森林等による気候の調節や災害の防止など、生物の多様性がもたらす多くの恵みによって支えられています。

水と緑に恵まれている本市には、中山間地等の森林、農地、河川、海域等に多様な生物が生息・生育しており、太田川河口のデルタ市街地では、点在する大小の公園緑地によって緑の回廊が形作られ、市街地を流れる河川や広島湾とともに生態系ネットワークを形成し、多様な生物のすみかとなっているという特徴があります。

しかし、近年、都市開発、森林及び農地の荒廃、気候変動等の影響により生物のすみかとなる自然環境の一部が失われ、また、ニホンジカ等による鳥獣被害、化学農薬の影響、外来種の導入等は、植物から大型の動物に至るまで、生態系全体に脅威を与えています。

このため、関係行政機関等と連携するなどして、生物の生息・生育環境の保全等により、生物の多様性を確保していく必要があります。

なお、本項では、以下の考え方を踏まえ、三つのレベルの多様性と施策の方針を関連付けて整理します。

＜生物の多様性の定義＞

「生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)*」では、生物の多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、その違いを以下の三つのレベルに整理しています。

① 生態系の多様性

森林や草地、水田やため池、溪流や河川など、様々なタイプの環境に応じたそれぞれ違う特徴を持った生態系が存在していること



② 種の多様性(種間の多様性)

動物や植物、菌類など、様々な種の生物が生息・生育していること



③ 遺伝子の多様性(種内の多様性)

アサリの殻の模様が一つ一つ異なるなど、同じ種の集団の中にタイプの違う遺伝子が存在すること



(1) 生態系の多様性の確保

本市は、中国山地に連なる山々から似島や金輪島が浮かぶ瀬戸内海まで多様な地形を持っており、その間を貫流する太田川には、中流域から河口まで多様な河川環境が形成されています。そして、太田川の周辺には田園と市街地が広がり、多様な生物の生息・生育環境を形成しています。

しかし、中山間地の農地や森林、太田川の上流域は、農林業の担い手の減少、鳥獣被害等により荒廃が進んでいるため、若者の移住や農林業の振興等により、地域の活力を向上させることで農地や森林を管理するほか、水辺の保全等により、生態系の多様性の確保を図ります。

(2) 種の多様性（種間の多様性）の確保

本市における種の多様性が高い地域としては、太田川や八幡川などの河川、白木山や呉娑々宇山などの山岳、島しょ部の自然海岸、市街地では広島城などが挙げられます。特に、太田川の安佐大橋から安芸大橋下流の間は、多くの希少種が生息・生育するなど、種の多様性が高い地域となっており、これらの地域の生息・生育環境の保全を図ります。

また、生きものは、それぞれの地域において食物連鎖により「生態系ピラミッド*」を形成していますが、外来種や野生鳥獣、化学農薬などの影響により、その底辺を形成する植物や昆虫などの小型の動物が減少すると、生態系ピラミッドを形成する全ての生きものに影響が及び、種の多様性が大きく損なわれます。

このため、在来種の駆逐や生態系の攪乱等の悪影響を与えている外来種について、関係行政機関等と連携し、情報収集、普及啓発、特定外来生物の導入防止・防除等の対策を推進します。

また、生息域を拡大し、生態系、市民生活、農林水産業等に被害を与えている野生鳥獣について、防護柵の設置等の被害防止対策を推進するとともに、農業については化学肥料や化学農薬の使用を低減する栽培方法の普及に努めます。

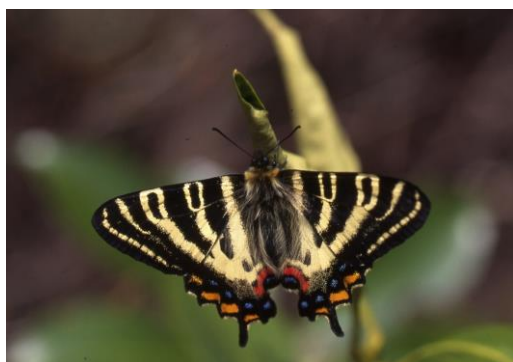
(3) 遺伝子の多様性（種内の多様性）の確保

地域個体群*の絶滅や個体数の減少等によって遺伝子の多様性が失われると、似たような性質や特徴を持った集団となって環境の変化等に対応する能力が失われ、個体群の絶滅につながります。また、在来種*が外来種と交雑すると、在来種固有の遺伝子の構成が変化し、遺伝子の多様性が失われます。

地域個体群の絶滅や個体数の減少等を回避するため、森林、水辺等の適正な整備、保全等により、希少種の保護を図ります。また、在来種との交雑を避けるため、外来種の導入防止・防除の普及啓発を図ります。

(4) 生物の多様性に関する普及啓発

生物の多様性の現状や重要性について市民の理解を深めるため、生物の多様性に関する広報活動等を通じて普及啓発を図ります。



ギフチョウ（絶滅危惧種）
（広島市森林公園こんちゅう館提供）



サギソウ（絶滅危惧種）
（広島市植物公園提供）



4 自然との触れ合いの推進

本市は、都市と自然が近く、市街地近郊には、広島県立自然公園の南原峡、広島県自然環境保全地域の石ヶ谷峡、湯の山、福王寺山、広島県緑地環境保全地域の蓮華寺山、10か所の憩の森などのほか、宇賀峡や白木山など、豊かな自然環境に恵まれた場所や、広島市森林公園、広島市安佐動物公園、広島市植物公園、花みどり公園、広島市青少年野外活動センター・こども村、広島市三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター、広島市似島臨海少年自然の家など、自然や生きものと触れ合える施設が多くあります。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の流行により、私たちの日常生活においては、「新しい生活様式」への転換が求められており、屋外で楽しめるアウトドアの魅力などが見直され、自然との触れ合いの機会の増加が見込まれています。

このため、本市の豊かな自然や公共施設等を生かして、多くの市民が自然との付き合い方や自然に関する知識等を学べる機会を提供し、それが環境の保全等に資する具体的な行動に結びつくような仕組みを構築することが必要です。

(1) 環境活動団体との協働

本市には、市民による環境ボランティア団体や森林ボランティア団体等の環境活動団体があります。これらの団体をはじめ、地域で環境活動に取り組む様々な団体と協働し、市民等の自然との触れ合いを推進するとともに、環境の保全に関する情報を的確に提供できる人材等の基盤確保を図ります。

(2) 自然との触れ合い施設の活用

広島市森林公園、広島市安佐動物公園、広島市植物公園等の市民が身近に自然や生きものと触れ合える施設について、安全で快適な利用の促進を図ります。

さらに、広島市森林公園こんちゅう館、広島市安佐動物公園、広島市植物公園では、生きものと触れ合えるイベントのほか、様々な学習プログラムを用意するなど、市民が自然や生きものについてより深く学べる機会を提供します。

(3) 自然と触れ合える森林の整備

民有林については、積極的に保全すべき緑地のうち「ふれあい樹林地区」として指定した地区において、ボランティア団体等が維持管理活動を行うことで、市民が自然と触れ合える場として活用します。また、森林体験の場として「憩いの森」を整備し、その適切な管理・運営を図ります。さらに、南原峡や白木山などの多様な植物群落や野生生物の生息地を有する地域は、市民の自然観察の場として活用するとともに、自然環境の保全を図ります。



植林
 (「もりメイト」育成事業)



広島市植物公園

【豊かな自然環境の保全に関して参考となる主な指標等】

区 分	現 況	目指すべき方向
健全な水循環の確保	カキ(殻付き)養殖生産量 (平成30年)	21,804t 維持
緑の保全	森林面積(平成30年)	60,337ha 維持
	間伐面積(令和元年度)	277ha 増加
	林業従事者数(平成27年)	230人 増加
	森林ボランティアの活動者数 (令和元年度)	3,891人 増加
	経営耕地面積(平成27年)	1,721ha 維持
	耕作放棄地面積(平成27年)	492ha 減少
	農業従事者数(販売農家*) (平成27年)	3,971人 維持
	新規就農者の育成人数 (令和元年度)	344人 増加
生物の多様性の確保	絶滅のおそれのあるもの (平成18年※)	269種 減少 (絶滅のおそれ なくなる)
	環境指標種* (平成18年※)	49種 —
	イノシシ等による農林業等に 係る被害額(令和元年度)	4,482万円 減少
自然との触れ合いの推進	自然との触れ合い施設等の利用 者数(令和元年度)	1,032,415人 増加
	自然との触れ合い事業の参加者 数(令和元年度)	26,560人 増加

※ レッドデータブック「広島市の生物」(平成18年)

第2節 自然と調和した快適な都市環境の創造 ～都市の持続可能な発展～



1 水と緑を生かした潤いのあるまちづくりの推進

都市において、河川等の水は、飲料水等として利用されるのみならず、人々の生活に潤いと安らぎを与え、また、観光、文化、交通、漁業等の様々な社会経済活動を支え、さらに、ヒートアイランド現象の緩和等にも貢献します。

また、市街地等の緑は、雨水の浸透、生物の多様性の保全、良好な景観の形成、レクリエーションの場の提供、二酸化炭素の吸収等、多面的機能を有しています。

本市は、太田川河口デルタに6本の美しい川が流れ、瀬戸内海に面し、美しい水辺が形成されていることから、「水の都」と呼ばれており、本市の河川は、樹林の生えた中州、アシの茂る干潟、河岸緑地のまとまった緑地等、豊かな自然が残された水辺を有し、多様な生物の生息・生育場所となっています。

また、本市の区域の約3分の2は森林であり、太田川河口デルタに形成された市街地、同デルタの周辺の市街化の進んでいる地域及び丘陵地並びにその外側の中山間地及び島しょ部において、それぞれ特徴的な緑が広がっています。

市街地等は、「広島を永遠の緑におおわれた平和郷に」というスローガンの下に行われた戦後の供木運動*、緑化運動等により都市緑化が推進され、平和大通りの美しい緑や河岸緑地は、市民や本市を訪れる人々に潤いと安らぎをもたらしています。

中山間地及び島しょ部の豊かな自然は、水源の涵養、大気や水を浄化する機能、良好な景観の形成、防災機能など多面的な機能を有し、快適な都市生活を送る上での恩恵をもたらしています。

こうしたことから、市街地や居住の場として生活を支えるデルタ周辺部、中山間地及び島しょ部の三つのエリアを軸とし、それぞれの活性化を図ることは、本市の持続的な発展において必要不可欠なものです。

このため、市街地及びデルタ周辺部においては、水辺や緑の整備、保全及び活用により、また、中山間地及び島しょ部においては、人口減少・少子高齢化が進む里地・里山*における農地や森林の保全などへの取組により、水と緑を生かした潤いのあるまちづくりを推進する必要があります。

(1) 水辺を生かしたまちづくりの推進

河岸緑地の整備、水上交通の活性化等水辺の施設等の整備、水辺での商業施設の展開、イベント開催等水辺の有効利用の促進等により、水辺を生かしたまちづくりを推進し、もって「水の都」である本市の都市環境を向上させます。

(2) 緑のまちづくりの推進

ヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の防止、都市環境の改善を図ること等を目的に、建築物の新築等に合わせた民有地の緑化を推進するとともに、都心空間のリニューアルに合わせた都市の魅力づくりをリードする緑とオープンスペースの創出を進めます。

また、住民の交流、地域のコミュニティの形成、災害時の避難場所等の役割を果たしている公園緑地について、それぞれの機能や地域の状況に応じた適切な整備を推進します。

(3) 中山間地及び島しょ部における豊かな自然の維持・保全

人口流出と高齢化が進む中山間地及び島しょ部では、農林業に従事する多様な担い手を確保・育成し、併せて地域への定住を支援することを通じて、里地・里山における農地や森林の保全等に取り組めます。

2 自然と調和した美しく品のある都市景観の創出



美しい景観は、潤いと安らぎのある都市生活の実現に欠かせないものです。

市内中心部を流れる幾筋もの川、緑あふれる山々、大小の島々が浮かぶ穏やかな瀬戸内海、にぎわいと秩序ある都市の街並み、山裾に広がる田園等の本市の多彩な景観は、本市特有の自然とそこに暮らす人々の長い年月にわたる営みにより形成され、市民の共通の財産となっています。

このため、今後も、本市の景観の特性を生かし、その価値を高めながら、豊かな自然と調和した美しく品のある都市景観の創出に取り組む必要があります。

また、本市には、毎年、国内外から多くの観光客が訪れるため、国際平和文化都市にふさわしい品格を醸し出すよう、まちの美化に一層取り組む必要があります。

(1) 美しく品のある都市景観の創出

水と緑に代表される本市の豊かな自然や平和記念公園、平和大通り、河岸緑地等の市街地の特徴的な景観を生かしながら、市民、事業者、関係行政機関等が連携し、美しく品のある都市景観の創出に取り組めます。

(2) ごみのないまちづくりの推進

門前清掃についての普及啓発、ボランティア清掃への支援等を通じ、市民等による自主的な清掃活動の一層の定着を図るとともに、市内中心部における巡回清掃・巡回パトロール等による不法投棄・ばい捨て防止対策等を実施し、まちの美化を推進するとともに、陸域から河川等の水域を経由して海域へ流出するごみの発生抑制に取り組めます。

3 環境への負荷の少ない交通体系等の整備



人や物資を円滑に運ぶ交通は、経済活動等に資するものであり、快適な都市生活の実現に欠かせないものである一方で、自動車等の交通手段は、燃料等のエネルギーの消費、二酸化炭素の排出、騒音の発生等により、環境への負荷を生じさせています。

また、本市では、高齢化等に伴い自動車を利用できなくなるなど、移動手段の限られる市民が増加しており、買物、通院等の日常生活を支える公共交通の確保が求められています。

こうしたことから、各地域の特性や課題に応じた公共交通サービスの充実強化や利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図るとともに、環境への負荷の少ない次世代自動車等の普及や、近距離移動における自転車等の利用を促進するなど、交通体系等の整備に取り組んでいく必要があります。

(1) 公共交通を軸とした交通体系の整備

公共交通ネットワークの構築、公共交通サービスの充実強化等により、公共交通を軸とした交通体系の整備を図ります。

(2) 都市内移動の円滑化

道路網の整備、交差点改良による渋滞対策等を推進し、都市内移動の円滑化を図ります。

(3) 環境への負荷の少ない自動車の普及促進

低公害車、低燃費車、次世代自動車その他の環境への負荷の少ない自動車の導入を推進するとともに、このような自動車を利用するための環境整備を進めること等により、環境への負荷の少ない自動車の普及促進を図ります。

(4) 自転車・徒歩への転換の促進

安全で快適な自転車走行空間及び歩行空間の環境整備やシェアサイクルの利用促進等により、環境への負荷が少なく健康的な交通手段である自転車及び徒歩への転換を促進します。

4 まちづくりにおける環境の保全等についての配慮



まちづくりに係る開発事業等については、様々な行政法令に基づく規制がありますが、直接規制の対象にならないものであっても、環境の保全の観点からは、地域の自然的特性等を十分に踏まえた上で行われることが望ましい場合があります。

また、人口減少社会・超高齢社会の到来といった社会状況の変化を踏まえ、都市インフラの維持・更新、公共交通又は福祉サービスにおける効率化等が進んだ、エネルギー消費が少なく、安心して暮らせる集約型都市構造への転換を図る必要があります。この集約型都市構造への転換は、脱炭素社会の構築にもつながるものです。

さらに、気候変動等により、短時間強雨の発生頻度等が増加し、これにより、土砂災害、洪水等の災害が増加することが懸念されていることから、日頃から、行政と住民が一体となって、地域防災力を高めるなど、防災・減災のまちづくりに向けた取組を進める必要があります。

(1) 地域の自然的特性等を考慮したまちづくりの推進

開発事業等においては、地域の自然的特性等を十分に考慮した上で、環境の保全についての適正な配慮が行われたまちづくりを推進します。

(2) 集約型都市構造への転換

公共交通を中心としたネットワークの構築、居住機能、医療、福祉等の生活サービス機能の立地誘導等により、市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に生活サービス機能等を集積させた集約型都市構造への転換を図ります。

(3) 防災・減災のまちづくりの推進

近年、本市に甚大な被害をもたらした豪雨災害などの教訓を踏まえ、災害時に被害を最小限に抑えることができるよう、「自助」、「共助」、「公助」の適切な組合せの下、継続的な地域の防災力の向上に向けた防災知識の普及や自主防災体制の整備など、災害に強い市民活動を推進するとともに、防災・減災のための施設整備など、災害に強い都市構造の形成等を図ります。

こうした取組により、気候変動による影響に対応し、安全で安心して暮らすことのできる防災・減災のまちづくりを推進します。

【自然と調和した快適な都市環境の創造に関して参考となる主な指標等】

区 分		現 況	目指すべき方向
水と緑を生かした潤いのあるまちづくりの推進	河岸緑地の整備済延長 (令和元年度末)	26.9km	増加
	市街化区域における緑の面積の割合 (令和元年度)	21.5 %	維持
	公園緑地面積 (令和元年度末)	986.6ha	増加
	中山間地・島しょ部 (山村振興法及び離島振興法の指定地域並びに農業地域類型における中山間農業地域)の人口減少率※ (平成30年度)	0.8%/年 (85,404人)	維持 (逡減)
自然と調和した美しく品のある都市景観の創出	建築物等景観協議・届出*累計件数 (令和元年度末)	14,004件	増加
	クリーンボランティア参加者数 (令和元年度)	113,278人	増加
	不法投棄件数 (令和元年度)	85件	減少
環境への負荷の少ない交通体系等の整備	公共交通機関全体の利用者数 (平成30年度)	59.9万人/日	増加
	次世代自動車の登録台数割合 (平成30年度)	20.6%	増加
	自転車走行空間整備済路線の延長 (平成30年度)	6.7km	増加
まちづくりにおける環境の保全等についての配慮	避難誘導アプリダウンロード数 (令和2年度開始)	-件	増加

※ 中山間地等においては、急速な人口減少が進む中で、毎年度の人口減少率を直近の減少率 (0.8%) 以内にとどめることを目標としている。

第3節 健全で快適な生活環境の保全 ～循環型社会の形成～

1 大気環境の保全



きれいな大気は、市民が安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現に欠かせないものです。

本市の大気環境は、大気汚染物質等の規制基準の遵守、低公害車等の増加等により、おおむね良好な状況にあります。光化学オキシダントについては、環境基準の達成が難しい状況にあります。

このため、引き続き、大気汚染の状況を監視するとともに、大気汚染物質の発生源となっている自動車、工場・事業場等への対策等を推進し、大気質の維持向上を図る必要があります。

(1) 大気汚染の状況の監視

環境基準が設定されている大気汚染物質等について、監視等を行います。

(2) 自動車排出ガス対策の推進

自動車排出ガスによる大気汚染の低減を図るため、低公害車等の環境への負荷の少ない自動車の普及促進、渋滞対策、アイドリングストップ*の呼び掛け、ノーマイカーデー運動*の実施等により、自動車排出ガス対策を推進します。

(3) 工場・事業場の排出ガス等対策の推進

大気汚染の防止に関する法令に基づく工場・事業場への立入検査等を適正に実施することにより、工場・事業場の排出ガス等対策を推進します。

(4) 悪臭の防止

悪臭の防止に関する法令に基づく工場・事業場への立入検査等を適正に実施することにより、悪臭の防止を図ります。

2 水環境・土壌環境の保全



きれいな水は、大気と同様に、市民が安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現に欠かせないものです。

本市の水環境は、汚水処理施設の普及等によって改善され、おおむね良好な状況にあります。広島湾の海域の水質については、一部の項目で環境基準が達成されていない状況にあります。

このため、引き続き、水質汚濁等の状況を監視するとともに、家庭、工場・事業場等からの排水に関する対策等を推進し、水質の維持向上を図る必要があります。

また、土壌は、水の浸透・貯留、水質の浄化、食糧生産、有機物の分解等の様々な機能を有し、市民の生活基盤として大きな役割を果たしています。

汚染物質は土壌に蓄積されやすく、汚染された土壌の直接摂取や土壌中の有害物質によって汚染された地下水の飲用等により、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

本市においても、市街地の建設事業等に伴い、重金属、揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化する場合があることから、土壌汚染対策を推進する必要があります。

(1) 水質汚濁等の状況の監視

国・県と共同して水質等の調査を行い、公共用水域や地下水の水質等の状況を監視します。

(2) 生活排水対策の推進

地域の特性を考慮し、効率的に汚水処理施設の整備を進めることにより、水質に影響を与える生活排水の処理を推進するとともに、市民に対し、水環境の保全についての普及啓発を図ります。

(3) 工場・事業場の排水対策の推進

水質汚濁の防止に関する法令に基づく工場・事業場への立入検査等を適正に実施することにより、工場・事業場の排水等による水質汚濁を防止します。

(4) 水質浄化の推進

河川や広島湾の清掃、しゅんせつ*等を促進することにより、河川及び海域の水質浄化を図ります。

(5) 水質保全に係る広域的な取組の推進

太田川流域又は瀬戸内海に係る地方公共団体等と連携し、広域的な水質保全活動に取り組みます。

(6) 土壌汚染対策の推進

土壌汚染対策に関する法令に基づく土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置等を適正に実施することにより、土壌汚染対策を推進します。

3 有害化学物質等の対策の推進



産業活動や日常生活において利用されている多種多様な化学物質は、私たちの便利な生活を支えています。化学物質の中には、ダイオキシン類*等、環境中に蓄積され、人の生命、健康等に悪影響を及ぼすおそれのあるものも少なくありません。

本市においては、ダイオキシン類について、大気、公共用水域等において環境基準を達成しており、ベンゼン等の有害大気汚染物質についても、環境基準を達成しています。

引き続きダイオキシン類をはじめとする有害化学物質や、それらと同様に人に健康被害を生じさせるおそれのある石綿(アスベスト)*による汚染の状況を監視するとともに、必要な規制、指導等の取組を進める必要があります。

(1) 有害化学物質等による汚染の状況の監視

ダイオキシン類、石綿（アスベスト）、有害大気汚染物質などの有害化学物質等について、監視等を行います。

(2) 有害化学物質等の発生源対策の推進

法令に基づき、ダイオキシン類を発生する廃棄物焼却炉等の施設、吹付け石綿（アスベスト）等を使用している建築物の解体現場等への立入検査・指導を実施すること等により、有害化学物質等による環境汚染等を防止します。

(3) P R T R制度による対策の推進

人の健康や生態系に有害なおそれのある法定の化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量、廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量等を把握・集計し、これを公表する制度であるP R T R制度（Pollutant Release and Transfer Register、化学物質排出移動量届出制度）の適切な運用により、化学物質による環境リスクの低減を図ります。

4 騒音・振動の防止



騒音・振動は、直接人間の感覚を刺激し、不快感を与えることから感覚公害とも呼ばれており、その発生源は、交通機関、工場・事業場、建設作業等です。

本市においては、道路交通騒音等について環境基準が達成されていない地点が存在し、また、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、深夜営業騒音、家庭の生活音等も問題となってきたことから、騒音・振動の状況を監視するとともに、それぞれのケースに応じて規制、指導等の取組を進める必要があります。

(1) 騒音等の状況の監視

自動車、鉄道、航空機、工場・事業場等の騒音・振動の監視等を行います。

(2) 騒音等発生源対策の推進

騒音・振動の規制に関する法令に基づき、それぞれの騒音等発生源に対し、規制、指導等を行い、騒音・振動の未然防止や低減を図ります。

5 ゼロエミッションシティ広島^{*}の推進

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、収集運搬、資源化、焼却、埋立て等を行うことは、快適な生活環境の実現に欠かせません。一方、この処理過程においては、燃料等の大量消費、二酸化炭素の排出等により、環境への負荷がかかります。

本市では、一般廃棄物（ごみ）を可能な限りゼロに近づけ環境への負荷を極めて小さくする「ゼロエミッションシティ広島^{*}の実現」を基本理念とする広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、市民・事業者・行政が一体となって同計画に掲げる施策を推進しています。

その結果、本市の1人1日当たりのごみ排出量は、政令指定都市の中で低い水準を維持しています（資料 平成30年度 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」結果）が、近年はおおむね横ばいとなっています。

また、本市では、産業廃棄物について、広島市産業廃棄物処理指導計画を策定し、同計画に基づき、産業廃棄物の適正処理、減量・リサイクルに係る指導等を行ってきましたが、依然として、不適正処理の事案が存在し、減量・リサイクルも十分とはいえない状況にあります。

さらに、廃棄物については、適正処理等の視点のみならず、地球温暖化対策、省エネルギー対策等の視点や、人口減少、高齢化等の社会状況の変化への対応の視点も求められるようになっていきます。

このため、今後、廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理に向けた施策を更に推進し、循環型社会の形成に取り組む必要があります。

(1) ごみの減量・リサイクルの推進

市民・事業者・行政が相互に連携協力しながらごみの減量・リサイクルに更に取り組み、循環型社会の形成を目指します。

(2) ごみの適正処理の推進

環境への負荷の低減を考慮しながら、ごみ処理施設の計画的な整備とその適正管理に取り組むこと等により、ごみの適正処理を推進します。

(3) 産業廃棄物対策の推進

関係法令に基づく立入検査、指導等を適正に実施することにより、産業廃棄物の適正処理の徹底を図ります。

また、排出事業者に対する普及啓発、指導等により、産業廃棄物の減量・リサイクルを促進します。

6 プラスチックごみ対策の推進



プラスチックは、軽量で利便性が高いこと、また安価で加工しやすく、大量生産も容易なため、さまざまな製品などに幅広く利用され、私たちが生活していく上で必要不可欠なものとなっています。

しかしながら、近年、国際社会において、海洋などの自然界に流出するプラスチックごみが海洋汚染を引き起こすなど、生態系を含めた海洋環境への悪影響が懸念されています。また、アジア各国による廃棄物の禁輸措置などにより、国内でのプラスチックの資源循環体制の構築が求められています。

こうした中、わが国においては、令和元年（2019年）6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組*」に合意するとともに、海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、プラスチックの代替素材（海洋生分解性プラスチック*、バイオマスプラスチック*など）の開発などに向けた取組が行われているところです。

今後、将来世代にわたって豊かな自然環境を継承していくためにも、市民一人一人がプラスチック問題を身近なこととして捉え、プラスチックと賢く付き合うライフスタイルやプラスチックの減量を意識した具体的な行動を進めることが必要です。

本市としても、3R（リデュース・リユース・リサイクル）*や分別の徹底、不法投棄・ぼい捨て防止などのプラスチックごみ対策を更に推進していく必要があります。

(1) プラスチックごみの発生抑制

本市では、平成14年（2002年）から、市民、小売業などの事業者、行政の3者が一体となって買い物袋持参運動によるレジ袋の削減などに取り組んでいます。

また、令和2年（2020年）7月から、小売業などでのレジ袋有料化義務化が始まり、プラスチックごみの発生抑制に向けた取組が加速しています。

今後も、市民・事業者の理解と協力のもと、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減に向けた取組を推進します。

(2) プラスチック製品のリユース・リサイクルの促進

プラスチック製品を使用する際には、可能な限り長く使用することを推奨し、やむなく廃棄する場合においても、市民・事業者の理解と協力のもと、分別の徹底、適正な排出など、リサイクル率向上への取組を推進します。

(3) 海洋プラスチックごみ対策

本市は、太田川を中心に大小さまざまな河川から形成されたデルタ上に位置し、豊かな水資源に恵まれていることから、意図的・非意図的に関わらず、ごみが河川等の水域を經由して海域に流出する場合があります。これを防止していく必要があります。そのため、3Rの推進、適正な処理はもとより、市民や事業者、関係機関等との連携による清掃活動の実施や、不法投棄・ぼい捨て防止対策等により、プラスチックごみの海洋流出防止を図ります。

【健全で快適な生活環境の保全に関して参考となる主な指標等】

＜環境基準に係る指標（環境基準を達成した局、地点等の割合（令和元年度））＞

区 分	現 況	目指すべき方向
大気環境の保全	二酸化硫黄	100% (4局) 100%の維持
	二酸化窒素	100% (11局) 100%の維持
	一酸化炭素	100% (2局) 100%の維持
	浮遊粒子状物質	100% (11局) 100%の維持
	PM2.5 (微小粒子状物質)	100% (11局) 100%の維持
	光化学オキシダント	0% (0/7局) 達成した局の割合の増加
水環境・土壌環境の保全	人の健康の保護に関する項目 (河川)	100% (27地点) 100%の維持
	人の健康の保護に関する項目 (海域)	100% (8地点) 100%の維持
	生活環境の保全に関する項目 (河川のBOD)	100% (20水域) 100%の維持
	生活環境の保全に関する項目 (海域のCOD)	0% (0/4水域) 達成した水域の割合の増加
有害化学物質対策の推進	ダイオキシン類	100% (29地点) 100%の維持
	有害大気汚染物質※	100% (4地点) 100%の維持
騒音・振動の防止	自動車騒音	96% (約14万3千/ 約14万9千戸) 達成した戸数の割合の増加
	鉄道騒音（新線）	75% (9/12地点) 達成した地点の割合の増加

※ この表において「有害大気汚染物質」とは、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンをいう。

＜その他の指標＞

区 分	現 況	目指すべき方向
水環境・土壌環境の保全	汚水処理人口普及率 (令和元年度末)	96.8% 増加
ゼロエミッションシティ広島の推進	1人1日当たりのごみ排出量 (ごみ総排出量) (令和元年度)	853g/人日 (373,213t/年) 減少
	産業廃棄物最終処分量 (平成30年度)	9.3万t/年 減少
プラスチックごみ対策の推進	容器包装プラスチック・ペットボトルの資源化率 (令和元年度)	77.8% 増加

第4節 地球環境の保全への貢献 ～脱炭素社会の構築～

1 地球温暖化対策
(緩和策と適応策)の推進

地球規模の気候変動により、世界の平均気温は上昇し続け、気候変動の影響が疑われる自然災害等が頻発しており、地球温暖化の問題は、人類の存続基盤に関わる重要かつ喫緊の課題となっています。このため、国においては、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」に掲げられた目標の実現に向け、令和32年（2050年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指しています。

こうした中、本市においては、広島市地球温暖化対策実行計画に基づき、地球温暖化対策を総合的、計画的に推進しており、近年、温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。しかし、本市に甚大な被害をもたらした平成26年（2014年）8月及び平成30年（2018年）7月の豪雨災害と地球温暖化との関連が指摘されるなど、市域内においても気候変動の影響が顕在化しつつあり、こうした影響に適切に対応するとともに、脱炭素社会の構築に向け、現在の社会経済活動の在り方を見直し、温室効果ガスを大幅に削減することが求められています。

このため、本市は、自然的・経済的・社会的諸条件を踏まえながら、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギー*の導入の促進等の地球温暖化防止への取組（緩和策）を進め、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図り、令和32年（2050年）までに、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指すとともに、気候変動の影響への認識・理解の向上やリスクに対する対応力の向上など、気候変動による影響への適応（適応策）を推進し、さらには、国内外の都市と連携・協力することにより、地球温暖化対策に取り組む必要があります。

(1) 地球温暖化防止への取組（緩和策）の推進

ア 省エネルギー対策の推進

市民、事業者、行政等の全ての主体において、省エネルギー対策に取り組むとともに、革新的省エネルギー技術の導入の促進等、徹底した省エネルギー対策を推進します。

また、本市が市内有数の温室効果ガス排出事業者であることを踏まえ、率先して省エネルギー対策を推進します。

イ 再生可能エネルギーの導入等の促進

太陽光やバイオマス等を利用した再生可能エネルギーの最大限の導入を目指すとともに、市民や事業者への再生可能エネルギーの普及を促進します。

また、水素エネルギー等に関する技術、設備等の普及を促進するとともに、産学官連携等により、その活用に向けた取組を促進します。

ウ 脱炭素社会の構築に向けた社会経済システムへの転換

脱炭素社会の構築に向けた普及啓発、事業者等が行う脱炭素に資する取組への支援等によって、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促すとともに、分散型電源の普及拡大やスマートコミュニティの推進に取り組むなど、脱炭素に向けたまちづくりを推進し、環境と経済が両立する、持続可能な社会経済システムへの転換を図ります。

エ 二酸化炭素の吸収源等対策の推進

森林等の緑は、大気中の二酸化炭素の吸収・貯蔵、市街地における夏季の気温上昇の緩和等、地球温暖化の緩和に資する機能を有していることから、これらの機能の維持向上を図るため、緑の保全、緑化等についての取組を進め、二酸化炭素の吸収源等対策を推進します。

オ 代替フロン対策の推進

オゾン層破壊物質である特定フロン*からの転換が進んでいる代替フロン*は、温室効果が高いことから、フロン類の排出の抑制に関する法令に基づき、代替フロンを使用した空調機器等を適正に管理すること等により、代替フロン対策を推進します。

(2) 気候変動による影響への適応（適応策）の推進

ア 気候変動とその影響への認識・理解の向上

気候変動及びその影響について、市民、事業者等に対し、普及啓発や広報活動を通じた理解を促進するとともに、適応の意義や具体的にとるべき行動をわかりやすく伝える人材の育成等に努めます。

イ 気候変動リスクに対する強靱性（レジリエンス）を備えたまちづくりの推進

風水害や土砂災害、熱中症、感染症などの気候変動によるリスクを最小化するとともに、たとえ災害等が生じても都市の機能を維持しながら、被害等を最小限にとどめつつ、復旧・復興することが可能な強靱性を備えたまちづくりを進めます。

ウ 気候変動とその影響に関する調査研究等の推進

気候変動及びその影響について、関係機関と連携し、地域レベルで調査研究等を推進します。

(3) 地球温暖化対策等に関する都市間連携の推進

国内外の都市と連携・協力し、本市の取組の成果や他都市の先進的取組の共有化等により、地球温暖化対策等に関する都市間連携を推進します。



2 オゾン層の保護

地球を取り巻く大気のうち、成層圏*に存在するオゾン層は、太陽からの光に含まれる有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を保護しています。

このオゾン層が、冷媒等として使用されてきたフロン類等のオゾン層破壊物質によって破壊されることにより、有害な紫外線による健康被害、生態系への悪影響等が生ずることが懸念されています。

このため、過去に生産された冷蔵庫、エアコン等に充填されているフロン類等の管理の適正化等、オゾン層の保護に資する取組を推進する必要があります。

(1) フロン類の排出の抑制

フロン類の排出の抑制に関する法令に基づき、家電、自動車等に充填されているフロン類の管理の適正化等を推進し、その排出の抑制を図ります。

(2) フロン類の濃度の調査

大気中のフロン類の濃度について、調査等を行います。



3 酸性雨の防止

酸性雨とは、化石燃料*の燃焼等に伴い大気中に排出される硫黄酸化物*、窒素酸化物*等を起源とする酸性物質が溶け込んだ雨が、通常よりも強い酸性を示す現象をいい、湖沼や河川の酸性化による魚類等への影響、土壌の酸性化による森林等への影響、建造物や文化財の浸食等の影響が懸念されています。

酸性雨による影響は長い期間を経て現れると考えられており、本市においても、将来、酸性雨による影響が顕在化するおそれがあります。

このため、酸性雨の原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出の抑制等、酸性雨の防止に資する取組を推進する必要があります。

(1) 大気汚染防止対策の推進

自動車、工場・事業場等からの硫黄酸化物、窒素酸化物等の排出を抑制し、酸性雨の防止を図ります。

(2) 酸性雨の状況の調査

雨水の水素イオン濃度指数(pH)*、湿性沈着*のイオン成分濃度等、酸性雨の状況について、調査等を行います。

【地球環境の保全への貢献に関して参考となる主な指標等】

区 分	現 況	目指すべき方向	
地球温暖化対策 (緩和策と適応策)の推進	温室効果ガス排出量 (平成29年度)	821.4万t-CO ₂	減少
	エネルギー使用量(原油換算) (平成29年度)	289.6万kℓ	減少
	中国電力株式会社のCO ₂ 実排出係数* (平成30年度)	0.618kg-CO ₂ /kWh	減少
	救急搬送熱中症患者数 (令和元年度)	509人	減少
	浸水常襲地区の床上・床下浸水 解消率* (令和元年度)	45%	増加
オゾン層の保護	大気中のフロン濃度 (令和元年度)		
	CFC11	0.24ppb	減少
	CFC12	0.52ppb	減少
	CFC113	0.065ppb	減少
酸性雨の防止	雨水の水素イオン濃度指数 (pH) 平均値(令和元年度)	4.57	上昇 (酸性化の緩和)

※ 中心市街地において深刻な浸水被害が発生している地区約2,000haにおける床上・床下浸水解消面積の割合

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 各主体の役割分担と協働

本市が目指すべき環境像の実現に当たっては、市民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を意識し、互いに連携協力しながら、協働して本計画を推進していくことが重要です。

市民、事業者及び行政（本市）の主な役割を、以下のとおり示します。

(1) 市民の役割

- ・ 健全で恵み豊かな環境を将来にわたって維持し、及び向上させるために一人一人の行動が重要であることについて学習する。
- ・ 日常生活の中で環境に配慮した具体的な行動を実践するなど、日頃から、環境保全活動に自ら率先して取り組む。
- ・ 環境負荷ができるだけ小さい商品やサービスを購入するなど、人や社会、環境に配慮した消費行動である倫理的消費（エシカル消費）を行う。
- ・ 自らの知識、技能などを生かして、地域団体、NPO等が実施する地域の環境保全活動に積極的に参加し、その活動に協力する。
- ・ 本市が行う環境の保全及び創造に関する施策や事業に積極的に参加・協力する。

(2) 事業者の役割

- ・ 事業活動に伴って生ずる公害を防止する。
- ・ 環境への配慮が自らの企業価値を高めるという視点を持ちながら、環境に配慮した製品の開発及び製造、事業の実施、サービスの提供等を行う。
- ・ 事業活動に当たって、製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる。
- ・ 環境の保全及び創造に関する活動に自ら率先して取り組むとともに、その取組のために必要な措置を講ずる。
- ・ 地域の環境保全活動に積極的に参加するなど、地域社会の一員として、地域住民やNPOなどとの連携を深め、地域と密接な関係を構築するよう努める。
- ・ 本市が行う環境の保全及び創造に関する施策や事業に積極的に参加・協力する。

(3) 行政（本市）の役割

- ・ 本市の自然的・社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する。
- ・ 市民、事業者等の模範となるよう、率先して環境の保全及び創造に関する取組を実施するとともに、市役所内の連携強化に取り組む。
- ・ 国、県、関係地方公共団体と連携・協働しながら、環境の保全及び創造に関する必要な取組を実施する。

- ・ 環境に関する情報の収集・提供、環境教育の推進等により、市民、事業者等の環境意識を醸成するとともに、自発的な行動を促進する。
- ・ 環境保全活動を行っている地域団体、NPO等の情報を市民に提供する。
- ・ 市民、事業者等が自ら行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずる。

なお、市民、事業者、行政等の各主体が協働して本計画を推進していくに当たっては、各主体が有する環境保全等の取組に関する情報その他の環境に関する情報をできるだけ目に見える分かりやすい形で表すとともに、主体間の交流等を通じて、それを共有していく必要があります。

こうしたことが環境問題の解決等に向けた各主体の自主的取組等にもつながり、環境保全等への行動を更に促すことに寄与します。

2 行政内部の組織横断的な調整等

行政の事務は、環境分野はもとより、産業・経済・観光、都市整備、交通、健康・福祉、上下水道、教育等様々な分野にわたっており、自然環境、都市環境、生活環境又は地球環境に関わっています。

このため、行政内部の横断的な組織（広島市環境調整会議）の設置等により、環境の保全及び創造に関する本市の施策を総合的に調整し、及び推進します。

3 広島市環境審議会

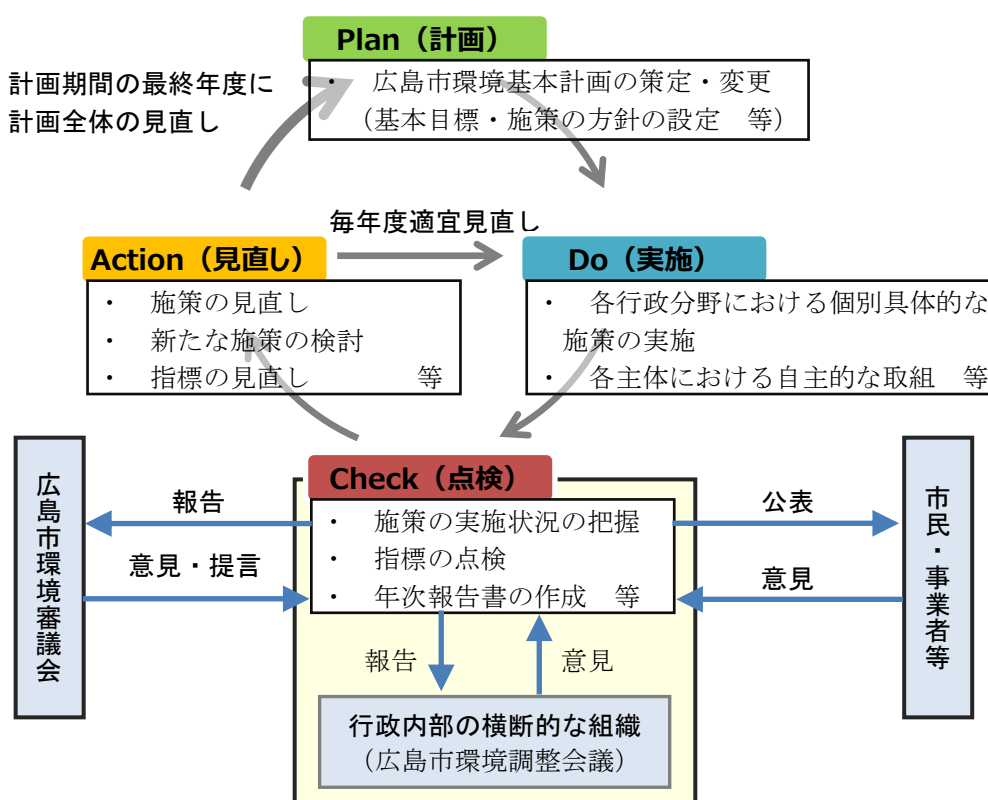
広島市環境審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例第39条第1項の規定により置かれる市長の附属機関であり、学識経験者、各種団体の関係者等のうちから委嘱された委員により構成されます。

この審議会は、広島市環境基本計画の策定・変更及び進行管理について専門的な見地から意見を述べること等により、同計画の的確な実施に貢献します。

第2節 計画の進行管理

本計画を的確に実施するため、本計画の進行管理は、PDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（見直し）というプロセスを繰り返すことにより、継続的に改善を図る進行管理の手法）により行います。

図22 計画の進行管理（PDCAサイクル）



1 計画の進捗状況の公表等

計画の進捗状況について、毎年度、広島市環境審議会に報告します。

また、広島市環境の保全及び創造に関する条例第9条の規定に基づき、環境の状況、本市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の状況等を明らかにした年次報告書を作成するとともに、これを公表します。

2 計画の見直し

本計画の最終年度（令和7年度（2025年度））において、全体の評価及び見直しを行います。

具体的には、施策の実施状況や効果等を評価し、環境問題を取り巻く社会経済状況の変化、市民、事業者等の意見等を踏まえた上で、施策の方針の見直し等について検討し、本計画を変更し、又は次期計画を策定します。

参考資料

資料1 広島市環境審議会委員名簿

令和2年11月1日現在

区分	氏名	所属等
会長	西嶋 渉	広島大学環境安全センター 教授
副会長	田中 貴宏	広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授
委員	大浜 裕香	生活協同組合ひろしま 理事
	狩野 美紀子	市民委員
	寒川 起佳	広島商工会議所 環境・エネルギー委員会 委員長
	高橋 恒治	市民委員
	武市 浩二	日本労働組合総連合会広島県連合会広島地域協議会 事務局長
	鉄村 忠基	特定非営利活動法人広島市公衆衛生推進協議会 会長
	内藤 佳奈子	県立広島大学生命環境学部 准教授
	中西 伸介	広島工業大学工学部 准教授
	中山 幸子	広島市地域女性団体連絡協議会 常任理事
	長谷川 弘	広島修道大学人間環境学部 教授 同大学大学院経済科学研究科 教授
	林 武広	比治山大学現代文化学部 教授 広島大学 名誉教授
	原 公子	公益社団法人広島消費者協会 理事
	村田 和賀代	県立広島大学生命環境学部 准教授
	森川 宣彦	広島市商工会連絡協議会 会長
柳下 正治	一般社団法人環境政策対話研究所 代表理事	
若松 伸司	愛媛大学 名誉教授	

注 名簿の記載は五十音順、敬称略

【委員の任期】令和元年7月1日（武市委員にあっては令和2年1月14日、鉄村委員にあっては令和2年4月24日）から令和3年6月30日まで

資料2 広島市環境審議会における審議経過等

年月日	審議会等	内容等
令和2年(2020年) 1月30日	令和元年度第1回 広島市環境審議会	「広島市環境基本計画」の次期改定について(諮問)
—	令和2年度第1回 広島市環境審議会	「第3次広島市環境基本計画(骨子案)」について
令和2年(2020年) 11月24日	令和2年度第2回 広島市環境審議会	「第3次広島市環境基本計画(素案)」について

資料3 用語解説

A～Z

BOD (生物化学的酸素要求量) (p14ほか)

Biochemical Oxygen Demandの略。バクテリアが一定時間内に水中の有機物を酸化・分解するのに必要な酸素の量であり、有機汚濁に関する河川の代表的な水質指標として用いられる。

値が大きいくほど、汚濁度が高いことを示す。

COD (化学的酸素要求量) (p14ほか)

Chemical Oxygen Demandの略。酸化剤により水中の有機物を酸化・分解するのに必要な酸素の量であり、有機汚濁に関する海域の代表的な水質指標として用いられる。

値が大きいくほど、汚濁度が高いことを示す。

CO₂ (二酸化炭素) 実排出係数 (p51)

電気事業者が供給した電気の発電に伴い排出された二酸化炭素の量(単位: kg-CO₂)を、その電気事業者が供給した電力量(単位: kWh)で除して算出した係数。電力消費量単位当たりの二酸化炭素排出量を示す。

ESG投資 (p25)

環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)に配慮している企業を重視・選別して行う投資。これらの視点を重視することが、結局は企業の持続的成長や中長期的収益につながり、財務指標からは見えにくいリスクを排除できるとの発想に基づいている。

G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組 (p46)

令和元年(2019年)6月に開催されたG20大阪サミットで合意された、G20各国が海洋プラスチックごみの削減に向けて自主的な対策を実施し、その取組を継続的に報告・共有するための国際的な枠組。

PM2.5 (微小粒子状物質) (p14ほか)

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が2.5μm(マイクロメートル)以下のもの。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響が心配されている。

1～9

200万人広島都市圏構想 (p1)

本市の都心部からおおむね60kmの圏内にある、経済面や生活面で深く結びついている圏域内の25市町(広島広域都市圏を構成する市町)が地域の資源を圏域全体で活用する様々な施策を展開することで、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指すという構想

3R (リデュース・リユース・リサイクル) (p46)

循環型社会を形成していくための三つの取組(Reduce:ごみの発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生利用)の頭文字をとったもの。

ア行

アイドリングストップ (p42)

自動車が走行していないときに、動いている状態の原動機(エンジン)を停止すること。

硫黄酸化物 (p50)

二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)等の総称。SO_xと略称される。大気汚染物質の一つ。石油や石炭に含まれる硫黄化合物の燃焼等により生じ、ぜん息、酸性雨等の原因となる。

石綿 (アスベスト) (p43ほか)

天然に存在する繊維状の鉱物。耐久性、耐熱性等に優れ、保温・耐火材料等に用いられていたが、石綿の吸入は中皮腫・肺がんの発生率と深く関連することが判明したため、現在では使用が禁止されている。

一酸化炭素 (化学式: CO) (p14ほか)

炭素又は炭素化合物を酸素の不十分な供給の下で燃焼させると生ずる無色、無臭の気体。人体には非常に有毒で、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬機能を阻害する。その発生源は、都市では自動車の排気ガスによるものがその大部分を占めると考えられている。

一般環境大気測定局 (p14)

大気の汚染の状況を常時監視するための測定局で、自動車排出ガス測定局(※「自動車排出ガス測定局」の項目を参照)以外のもの

インフラ (p25ほか)

インフラストラクチャーの略。国や地方が経済活動や社会生活を円滑に維持し、発展させるために必要な、道路、通信手段、港湾施設、教育施設、衛生施設等の基礎的な施設

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン (p1ほか)

令和元年(2019年)6月に開催されたG20大阪サミットで共有された、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す世界共通のビジョン

オゾン層 (p5ほか)

成層圏に存在する、オゾン(O₃)を比較的多く含む層。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。

温室効果ガス (p16ほか)

赤外線を吸収し、気温の上昇(温室効果)をもたらす、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の気体

力行**海洋生分解性プラスチック (p46)**

海洋中で微生物のはたらきにより、最終的に水と二酸化炭素に分解されるプラスチック

外来種 (p28ほか)

人によって持ち込まれた、その地域に元々いなかった生物

花崗岩 (p32)

深成岩の一種。石英、正長石、斜長石、雲母等を主成分とする岩石

化石燃料 (p50)

動植物の残骸が地下で変化して生成された、石炭、石油、天然ガス等の燃料の総称

環境基準 (p14ほか)

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

環境指標種 (p36)

生息・生育に特定の環境条件が必要であり、環境の変化を顕著に反映することから、その存在が環境条件の指標となる生物種

供木運動 (p37)

昭和32年から昭和33年まで、広島県下に樹木の提供を呼び掛けた運動。県内各地の市町村等から、約6,000本の樹木が寄せられた。

建築物等景観協議・届出 (p41)

一定規模以上の建築物の新築等を対象とし、景観に関する協議・届出を行う制度

光化学オキシダント (p14ほか)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光線によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾン、PNA(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化性物質の総称。光化学オキシダントによる大気汚染を光化学スモッグという。日ごしの強い夏季に多く発生し、濃度が高くなると、目や気管支等の粘膜性刺激症状を中心とした被害をもたらす。

公共用水域 (p14ほか)

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路

耕作放棄地 (p12ほか)

以前耕地であった土地で、過去1年以上作物を栽培せず、この数年の間に再び作付けをする考えのないもの

サ行**再生可能エネルギー (p48)**

一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。法令で、「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

在来種 (p34)

ある地域に昔から生息し、人が持ち込んだものではない生物種

里地・里山 (p37ほか)

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林(伐採、災害等で原生植生が破壊された後に、再生した森林)、これらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域

酸性雨 (p5ほか)

窒素酸化物、硫黄酸化物等を起源とする酸性物質が溶け込んで降る酸性の雨。水素イオン濃度指数(pH)が5.6以下。土壌、森林、湖沼、建造物等に被害を与える。

次世代自動車 (p13ほか)

窒素酸化物、粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない若しくは大気汚染物質を全く排出しない又は燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等をいう。

持続可能な開発のための2030アジェンダ(p1ほか)

平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年までの国際開発目標。17のゴールと169のターゲットを定めている。

湿性沈着 (p50)

雨、霧、雪等、大気中に様々な形で存在する凝結態の水分を媒体にして、大気汚染物質等が地表に降下する現象

自動車排出ガス測定局 (p14)

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染が考えられる交差点、道路及び道路端付近において、大気汚染の状況を常時監視するための測定局

重金属 (p14ほか)

金、白金、銀、銅、水銀、鉛、鉄等、比重4～5以上の金属の総称。毒性を持つものが多い。

集約型都市構造 (p26ほか)

市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能などを集積させる都市構造

循環型社会 (p24ほか)

廃棄物等の発生抑制、資源の循環利用及び廃棄物の適正処理により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

しゅんせつ (p43)

水底の土砂、岩石等をさらうこと。河川の流路を広げ、航路の水深を増し、水質を浄化するなどの目的で行う。

水源の涵養 (p11ほか)

土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。雨水が土壌を通過することにより、水質が浄化される。

水素イオン濃度指数 (pH) (p50ほか)

水(水溶液)の酸性又はアルカリ性の度合いを示す指標となる数値。pHの記号を用い、0～14の数値で表される。pHの数値が7の場合が中性で、7よりも小さくなるほど酸性が強くなり、7よりも大きくなるほどアルカリ性が強くなる。

成層圏 (p50)

対流圏と中間圏の間にある大気圏。その下限の高度は、赤道付近では約17～18km、極地方では約6～8kmで、その上限の高度は、約50km。

生態系ピラミッド (p34ほか)

生態系は「食う」「食われる」という食物連鎖によって成り立っているが、この食物連鎖の関係を栄養段階の低い順に下から積み上げた模式図。一般的に、最底辺には微生物などの分解者、その上には植物などの生産者、順に生産者を捕食する下位捕食者、下位捕食者を捕食する中位捕食者、最上位には大型の肉食動物が位置する。生態系ピラミッドでは、上に行くほど個体数が少なくなる。

生物回廊 (エココリド) (p32)

野生生物の生息地を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のあるネットワークされた森林や緑地などの空間

生物多様性地域戦略 (p28)

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画

生物の多様性に関する条約(生物多様性条約) (p33)

平成4年(1992年)に、リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)において採択された、生物の多様性の保全やその構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約

ゼロエミッションシティ広島 (p45ほか)

広島市が目指す、市民・事業者・行政の協働により、ごみの発生を極力抑制し、どうしても発生するごみは、経済的・技術的に可能な限り資源として有効に循環利用し、最後に残ってしまったごみは適正に処分することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される美しく魅力あふれる都市。「ゼロエミッション」は、平成7年に国連大学が提唱した、資源の使用効率を高め、廃棄物がゼロになることを目指すという構想。

タ行**ダイオキシン類 (p43ほか)**

物の燃焼等によって非意図的に生成される有機塩素化合物の一種であり、法令において、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルと定義されている。無色の固体で水に溶けにくく、蒸発しにくいですが、脂肪等には溶けやすい。人に対して発がん性、甲状腺・免疫の機能低下、生殖障害等の影響があるといわれている。

代替フロン (p49)

一般に、特定フロン(※「フロン」の項目を参照)の代替として利用されているハイドロフルオロカーボン(HFC)のことをいう。オゾン層は破壊しないが、二酸化炭素の数百倍から数万倍の高い温室効果がある。

脱炭素社会 (p24ほか)

温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡が達成された社会

地域個体群 (p34)

地域性に着目して特定される個体群。生物は、同じ種でも地域によって遺伝的特性や生態的特性が異なることが多く、種を単位とする把握では十分でない場合に用いられる。

地球温暖化 (p5ほか)

化石燃料の燃焼等により生ずる二酸化炭素等の温室効果ガスによって、地球全体の平均気温が上昇する現象

地産地消 (p32)

ある地域で生産した農水産物等を、その地域の中で消費すること。

窒素酸化物 (p50)

一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂)、四酸化二窒素 (N₂O₄) 等の総称。NO_xと略称される。大気汚染物質の一つ。石油や石炭の燃焼等により生じ、ぜん息、酸性雨等の原因となる。

超高齢社会 (p25ほか)

高齢化率が高齢社会よりも高くなった社会。一般に、高齢化率が、7%以上の社会を高齢化社会、14%以上の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

特定外来生物 (p12)

外来生物法で指定される、海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの。飼育、栽培、保管及び運搬することが原則禁止されている。

ナ行**二酸化硫黄 (化学式 : SO₂) (p14ほか)**

気体は亜硫酸ガスともいい、石油、石炭等の硫黄分を含んだ燃料の燃焼等により発生する。無色、刺激臭があり、粘膜炎、特に気道に対する刺激作用がある。

二酸化窒素 (化学式 : NO₂) (p14ほか)

石油、石炭等の燃料の燃焼等により発生する。大気中に排出される窒素酸化物のうち、ほとんどが二酸化窒素であり、赤褐色の刺激性の気体である。水に溶解しにくいので、肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

燃料電池自動車 (p13)

水素等と酸素とを化学的に反応させ、電気を取り出す装置 (燃料電池) で高効率な発電を行い、モーターで走行する自動車。排出ガスがクリーン。

ノーマイカーデー運動 (p42)

事業者や行政の単位で、毎月又は毎週、日を決めて、自動車の利用を控えて公共交通機関を利用すること等により、渋滞緩和、燃料の節約、環境意識の向上に貢献しようとする取組

ハ行**バイオマスプラスチック (p46)**

再生可能資源であるバイオマス (植物など生物由来の有機物資源) を原料としたプラスチック

ハイブリッド自動車 (p13)

複数の動力源を組み合わせ、それぞれの利点を生かして駆動することにより、低燃費と低排出を実現する自動車。現在、市販されているハイブリッド自動車の多くは、ガソリンやディーゼル等の内燃機関 (エンジン) と電気モーターの組合せとなっている。

パリ協定 (p1)

平成27年 (2015年) 12月に、パリで開催された第21回気候変動に関する国際連合枠組条約締約国会議 (COP21) において採択された2020年以降の国際的枠組み。世界の平均気温の上昇の抑制等に関する長期目標を掲げ、全ての国が温室効果ガス排出量の削減目標の作成等を行い、気候変動による影響への適応を含めた地球温暖化対策に取り組むこと等について規定している。

販売農家 (p36)

経営耕地面積が30a (アール) 以上又は過去1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家

ヒートアイランド現象 (p31ほか)

都市部の地上気温が周辺部よりも高くなる現象。建物、自動車等からの人工排熱の増加、緑地の減少、アスファルト・コンクリート面の拡大、密集した建物による風通しの阻害等により熱が蓄積し、引き起こされる。

広島広域都市圏 (p1ほか)

本市の都心部からおおむね60kmの圏内にある、東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの25市町で構成される圏域

踏み石ビオトープ (p32)

樹林地や公園・緑地など野生生物が生息する空間 (ビオトープ) をつなぎ、各ビオトープの間に踏石となる小ビオトープを補完して連続させ、踏石をたどるように野生生物が移動できるルートを作ること。

浮遊粒子状物質 (p14ほか)

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が10μm以下のもの。ディーゼル車の排出ガス、工場のばい煙、道路粉じん等が主な発生源とされ、人の気道や肺胞に沈着して、呼吸器疾患を起こす。

プラグインハイブリッド自動車 (p13)

外部電源から充電できるハイブリッド自動車。走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さない電気自動車の長所と、ガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ。

フロン (p49ほか)

クロロフルオロカーボンの通称。無色無臭の気体又は低沸点の液体で、熱的・化学的に安定。冷蔵庫・エアコンの冷媒、半導体製品・精密機器の洗浄剤、スプレーの噴霧剤等に用いられてきたが、オゾン層を破壊し、高い温室効果があることから、他の物質への代替が進められている。特定フロン (クロロフルオロカーボン (CFC) 及びハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) のうち、法令に規定する特定物質をいう。) については、生産・消費が停止されている。

平和首長会議 (p27)

昭和57年（1982年）の第2回国連軍縮特別総会において、広島市長が、世界の都市が国境を越えて連帯し、核兵器廃絶への道を切り開こうと訴えたことに始まり、同年、この趣旨に賛同する都市（自治体）を構成団体として設立された機構。当初は世界平和連帯都市市長会議という名称であったが、平成25年（2013年）に現在の名称に変更。

マ行

ミレニアム生態系評価 (p29)

国連の呼びかけにより、95カ国から1,360人の専門家が参加し、2001年から2005年にかけて実施された、生態系に関する大規模な総合的評価。生態系の変化が人間の生活の豊かさ（human well-being）にどのような影響を及ぼすのかを示し、生態系に関連する国際条約、各国政府、NGO、一般市民等に対し、政策・意志決定に役立つ総合的な情報を提供するとともに、生態系サービスの価値の考慮、保護区設定の強化、横断的取組や普及広報の充実、損なわれた生態系の回復などを提言した。

ラ行

倫理的消費（エシカル消費）(p26ほか)

エコ商品を選ぶ、地元の産品を買うなど、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと